

# 第4次清川村障がい者計画 (令和3年度～令和8年度)

第6期清川村障がい福祉計画・第2期清川村障がい児福祉計画  
(令和3年度～令和5年度)



一人ひとりが認め合い、  
すべての人を包み込む社会の実現

令和 3 年 3 月  
清 川 村



## －計画の策定にあたって－

清川村では、「リハビリテーションとノーマライゼーション」の実現を基本理念に据えて、平成15年3月に「清川村障害者福祉計画」を策定して以来、障がい者の一人ひとりが生きがいをもって社会に参加できる地域づくりを目指し、障がい者福祉施策を展開してまいりました。



平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、平成25年4月に代わって施行された障害者総合支援法に定められる3か年の事業計画である「障がい福祉計画」についても、障がい者福祉施策に係る具体的な数値目標や各種サービスの見込量を設定し、切れ目のない支援を目指してまいりました。

そして、平成26年度から10か年を計画年度とする「第3次清川村総合計画」に基づき、平成27年3月には「ともに生きる ノーマライゼーションの実現」を基本理念とした「第3次清川村障がい者計画」を策定し、障がい者を特別視するのではなく、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとした「ノーマライゼーション」の思想に基づいた「共生社会」の実現に向け、平成27年度には清川村障がい者協議会を設置するなど、地域における障がい者の支援に関する課題の解決に取り組んでまいりました。

「第4次清川村障がい者計画」では、国の第4次障害者基本計画の基本理念の根底となる「ソーシャル・インクルージョン」を推進する観点から、「一人ひとりが認め合い、すべての人を包み込む社会の実現」を新たな基本理念に据え、「地域共生社会」の実現に向けたさらなる取り組みを進めるとともに、「障がい福祉計画」、また障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応することを目的とした「障がい児福祉計画」を一体的に策定いたしました。

この計画の推進にあたりましては、村民の皆様をはじめ、地域ボランティア・医療機関・事業所等の皆様と行政による協働の取り組みが必要不可欠であるため、今後も関係機関との連携を強化し、世界の共通目標であるSDGs(持続可能な開発目標)の趣旨も踏まえながら、みんなで支え合う障がい者福祉の充実に努めてまいりますので、一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました村民の皆様、貴重なご意見やご提言をいただきました清川村障がい者協議会の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

清川村長 岩澤吉美



# 目次

第1章 計画の概要.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 計画の対象者.....	3
4. 計画の期間.....	4
5. 障がい者施策をめぐる動向.....	5
第2章 障がい者をめぐる現状.....	6
1. 障がい者の状況.....	6
2. アンケート調査結果からの生活状況と施策へのニーズ.....	16
第3章 計画の基本的な考え方.....	27
1. 基本理念.....	27
2. 基本目標.....	28
3. 施策の方向.....	29
4. 計画の体系.....	31
第4章 施策の展開.....	32
基本目標① 自己選択・自己決定を実現できる村づくり.....	32
基本目標② 地域でともに生き、支え合える村づくり.....	35
基本目標③ 安心して安全に暮らせる村づくり.....	38
第5章 障がい（児）福祉計画の目標値.....	40
1. 成果目標の設定.....	40
2. 各福祉サービスの見込量.....	47
第6章 成年後見制度の利用促進.....	70
第7章 計画の推進.....	72
1. 計画の推進体制.....	72
2. 計画の評価と見直し.....	72
資料編.....	73
1. 計画策定の経緯.....	73
2. 清川村障がい者協議会委員名簿.....	73
3. 用語解説.....	74



# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の趣旨

国では、平成18年に国際連合で採択された「障害者の権利に関する条約(以下、障害者権利条約)」の批准に向けて、翌年に署名し、「障害者基本法」の改正(平成23年8月)や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(以下、障害者虐待防止法)」の施行(平成24年10月)、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、障害者差別解消法)」の成立及び「障害者の雇用の促進等に関する法律(以下、障害者雇用促進法)」の改正(平成25年6月)といった国内法の整備が進められ、平成26年1月に同条約が批准されました。

平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、障害者総合支援法)」では、制度の谷間のない支援の提供、また法に基づく支援が地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念が掲げられるなど、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しており、国の障がい者制度の動向を加味したさらなる障がい者施策の展開が求められています。

また、平成28年5月には、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が可決されました。改正の内容は、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障がいのある子どもへの支援の提供体制を計画的に確保するため、都道府県、市町村において障がい児福祉計画を策定することとなりました。

このたび、「第3次清川村障がい者計画」「第5期清川村障がい福祉計画」「第1期清川村障がい児福祉計画」が令和2年度をもって終了しますことから、国の制度改正の方向性や障がいのある人、その家族のニーズ、現行計画の進捗状況、また世界の共通目標であるSDGs(持続可能な開発目標)の趣旨を踏まえ、これからの障がい福祉施策を総合的に推進するため、新たに「第4次清川村障がい者計画」「第6期清川村障がい福祉計画」「第2期清川村障がい児福祉計画」を策定します。

なお、本計画は「成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下、成年後見制度利用促進法)」第14条第1項に基づく市町村計画を兼ねています。

### 持続可能な開発目標(SDGs)の採択

平成27年に国際連合で採択されたSDGsでは、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、すべての人がパートナーシップを通じて推進することが前文に掲げられています。

障がい福祉に関する目標として、「教育」(インクルーシブ教育)、「経済成長と雇用」(障がい者の雇用)、「平等」(差別解消)等が挙げられています。



## 2. 計画の位置づけ

### (1) 法的な位置づけ

#### ■障がい者計画

村の障がい者施策全般にかかる基本的な考え方や方針を明らかにし、具体的な取り組みを示すものです。

#### 【障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号) 第 11 条第3項】

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

#### ■障がい福祉計画・障がい児福祉計画

国の基本指針に即して、村における障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業が円滑に実施されるよう、その提供体制を計画的に確保することを目的としています。

#### 【障害者総合支援法(平成 17 年法律第 123 号) 第 88 条第1項】

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

#### 【児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) 第 33 条の 20 第1項】

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

#### ■成年後見制度利用促進基本計画

知的障がいや精神障がいにより、判断能力が不十分である障がい者の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度の利用と促進に向けた取り組みを示すものです。

#### 【成年後見制度利用促進法(平成 28 年法律第 29 号) 第 14 条第1項】

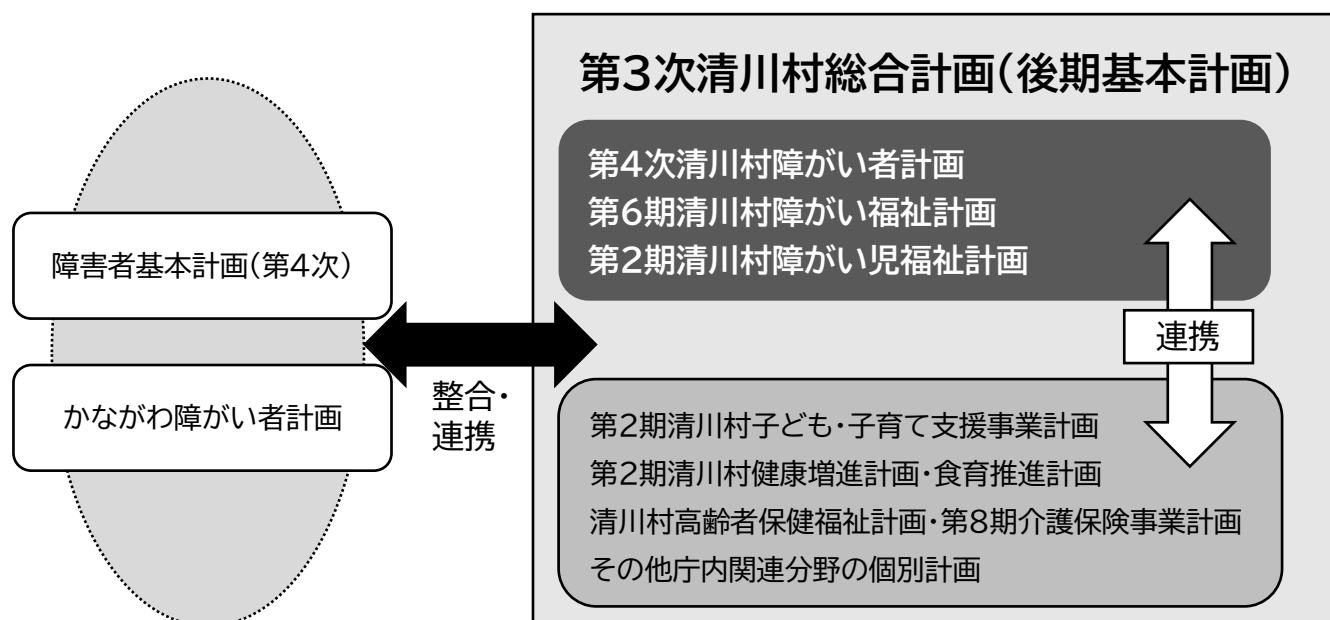
市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。



## (2)各種計画における位置づけ

本計画は、村における最上位計画である「第3次清川村総合計画」の個別計画の一つであり、総合計画に掲げる清川村の実現に向け、障がい者施策の観点からその具体化を図る計画として位置づけられます。

また、国の「障害者基本計画」、神奈川県「かながわ障がい者計画」や他の関連計画と整合・連携を図ります。



## 3. 計画の対象者

本計画は、改正「障害者基本法」に基づき、障がいのある人の定義を「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とし、高次脳機能障がいのある人や難病患者等も含むこととします。

また、障がいの有無を問わず、すべての村民に対しては、本計画の実現に向けた積極的な取り組みを期待するものです。

## 4. 計画の期間

「第4次清川村障がい者計画」の計画期間は令和3年度から令和8年度までの6年間です。

また、「第6期清川村障がい福祉計画」及び「第2期清川村障がい児福祉計画」の計画期間は令和3年度から令和5年度までの3年間です。

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者 計 画	第4次計画					
障がい 福祉計画	第6期計画			第7期計画		
障がい児 福祉計画	第2期計画			第3期計画		

## 5. 障がい者施策をめぐる動向

国では、平成 18 年に国際連合総会で採択された「障害者権利条約」に批准するため、障がい者福祉に関連する各種制度・法律等の整備が進められてきました。

年	主な動き
平成 23 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「障害者基本法」の改正・施行               <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的障壁の除去、差別の禁止、合理的配慮、教育・選挙における配慮の規定 等</li> </ul> </li> </ul>
平成 24 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「障害者虐待防止法」の施行               <ul style="list-style-type: none"> <li>・通報義務、立入調査権の規定 等</li> </ul> </li> </ul>
平成 25 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「障害者総合支援法」の改正・施行               <ul style="list-style-type: none"> <li>・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 等</li> </ul> </li> <li>○「障害者優先調達推進法」の施行               <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者就労施設等からの優先的な物品等の調達、調達方針の策定 等</li> </ul> </li> </ul>
平成 26 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本が「障害者権利条約」を批准</li> <li>○「障害者総合支援法」の改正・施行               <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化 等</li> </ul> </li> </ul>
平成 28 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「障害者差別解消法」の施行               <ul style="list-style-type: none"> <li>・差別の禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取り組み 等</li> </ul> </li> <li>○「障害者雇用促進法」の改正・施行               <ul style="list-style-type: none"> <li>・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等</li> </ul> </li> <li>○「成年後見制度利用促進法」の施行               <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策 等</li> </ul> </li> <li>○「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行               <ul style="list-style-type: none"> <li>・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等</li> </ul> </li> </ul>
平成 30 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「障害者基本計画（第 4 次）」策定</li> <li>○「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の改正・施行               <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等</li> </ul> </li> <li>○「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行               <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保 等</li> </ul> </li> </ul>
令和元年	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「障害者雇用促進法」の改正・施行               <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者活躍推進計画策定の義務化 等</li> </ul> </li> <li>○「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行               <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい者等の読書環境整備の総合的かつ計画的な推進 等</li> </ul> </li> </ul>

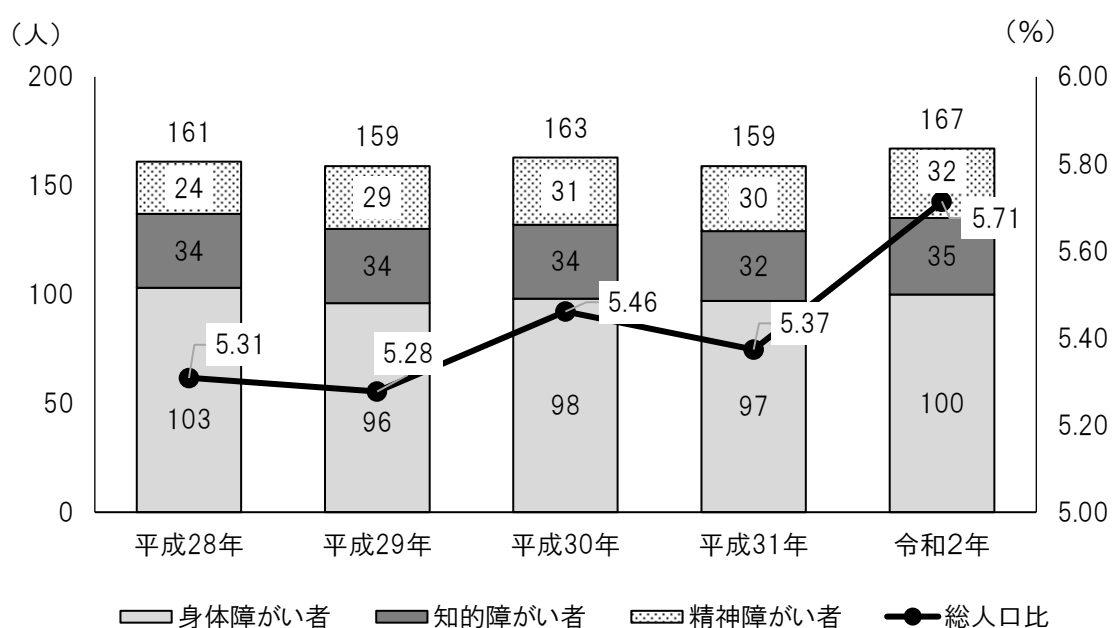
## 第2章 障がい者をめぐる現状

### 1. 障がい者の状況

#### (1) 障がい者数の推移

障がい者数の推移についてみると、平成28年以降増減を繰り返し、令和2年では167人となっています。また、総人口に占める障がい者の割合を出した総人口比は、障がい者数と同様に推移しており、令和2年では5.71%となっています。令和2年の障がい者数、総人口比はいずれも、直近5年間で最も多い値となっています。

手帳別にみると、令和2年で「身体障がい者」が最も多く、次いで「知的障がい者」、「精神障がい者」となっています。

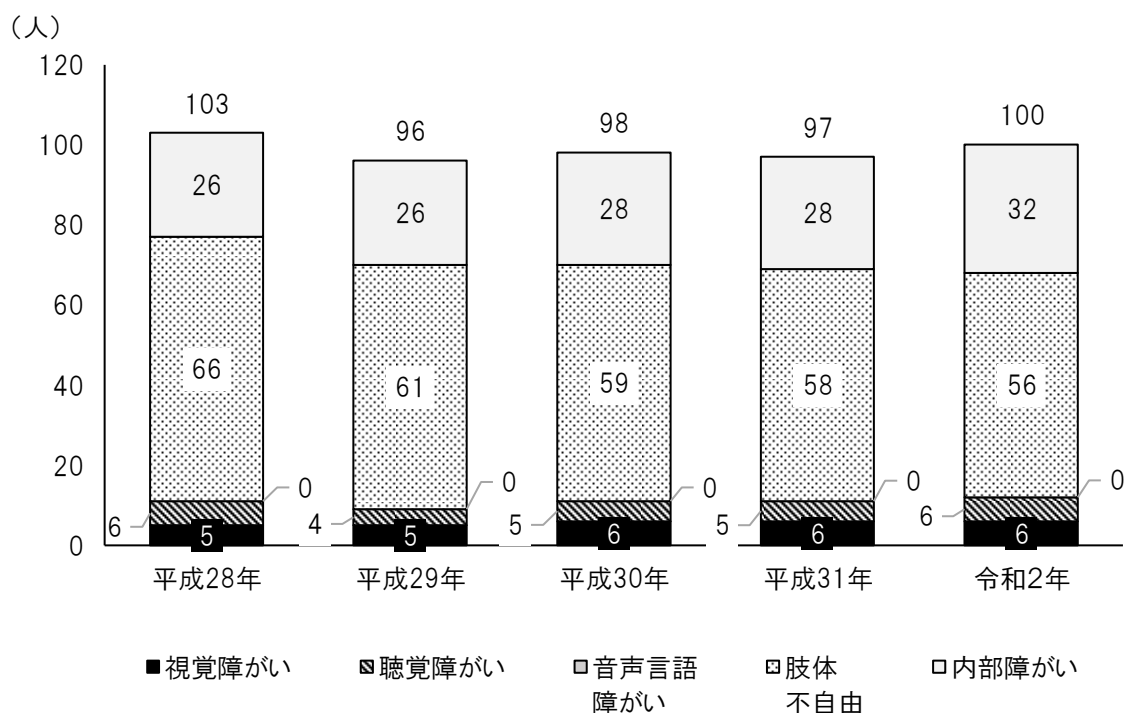


資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

## (2) 身体障がい者の状況

### ■障がい種別

障がい種別にみると、「肢体不自由」は平成28年から令和2年にかけて減少傾向、「内部障がい」は増加傾向にあります。令和2年では「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」、「視覚障がい」「聴覚障がい」（「視覚障がい」「聴覚障がい」は同数）となっています。「音声言語障がい」は近年では該当者がいない状況です。

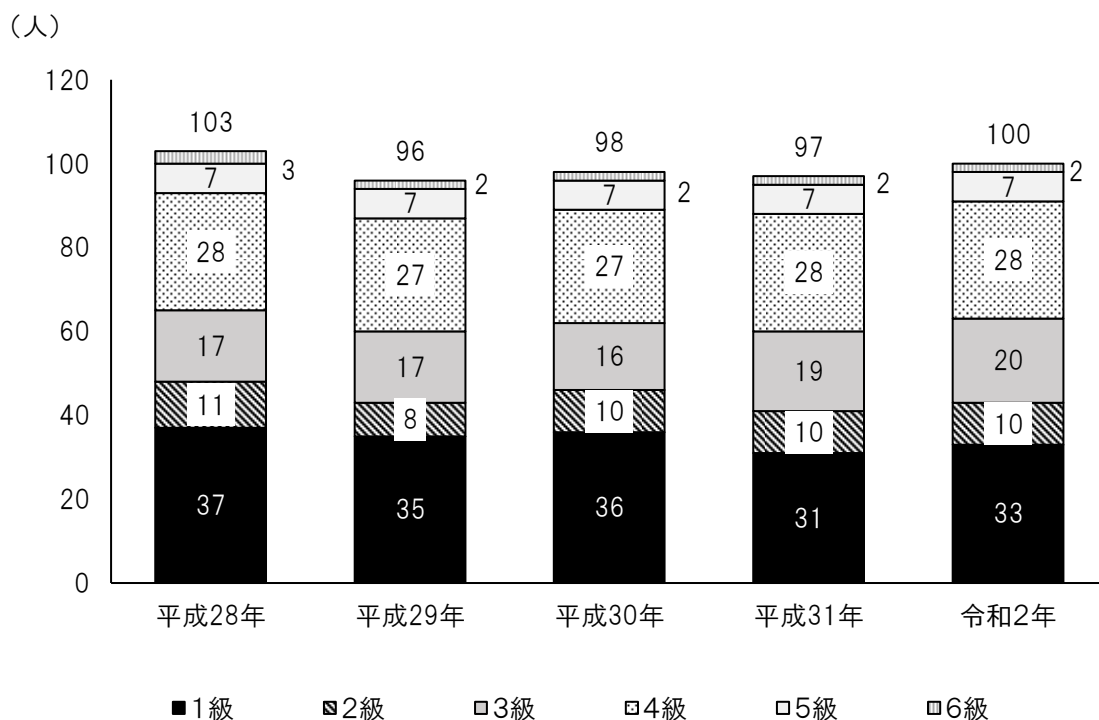


	視覚障がい	聴覚障がい	音声言語障がい	肢体不自由	内部障がい	合計
平成28年	5	6	0	66	26	103
平成29年	5	4	0	61	26	96
平成30年	6	5	0	59	28	98
平成31年	6	5	0	58	28	97
令和2年	6	6	0	56	32	100

資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

## ■等級別

等級別にみると、平成 28 年から令和2年にかけてどの等級もほぼ横ばいとなっています。令和2年では「1級」が最も多く、次いで「4級」、「3級」となっています。

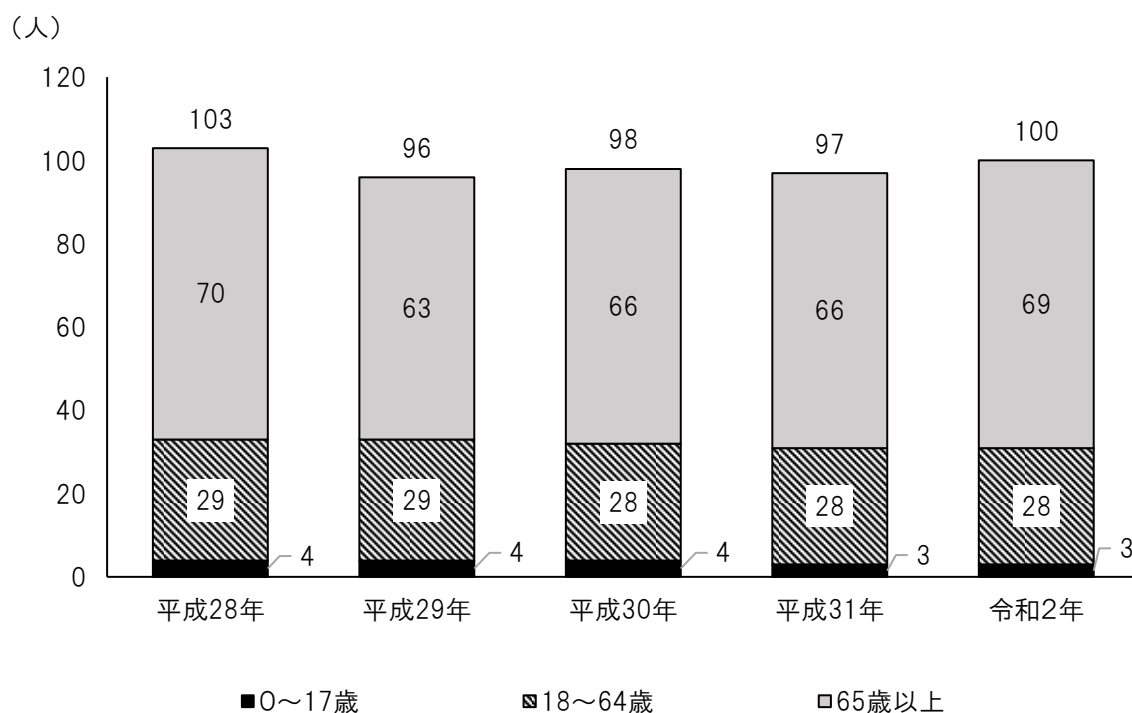


	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成 28 年	37	11	17	28	7	3	103
平成 29 年	35	8	17	27	7	2	96
平成 30 年	36	10	16	27	7	2	98
平成 31 年	31	10	19	28	7	2	97
令和2年	33	10	20	28	7	2	100

資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

## ■年齢別

年齢別にみると、平成 28 年から令和2年にかけてどの年齢もほぼ横ばいとなっています。令和2年では「65 歳以上」が最も多く、全体の約7割を占めています。



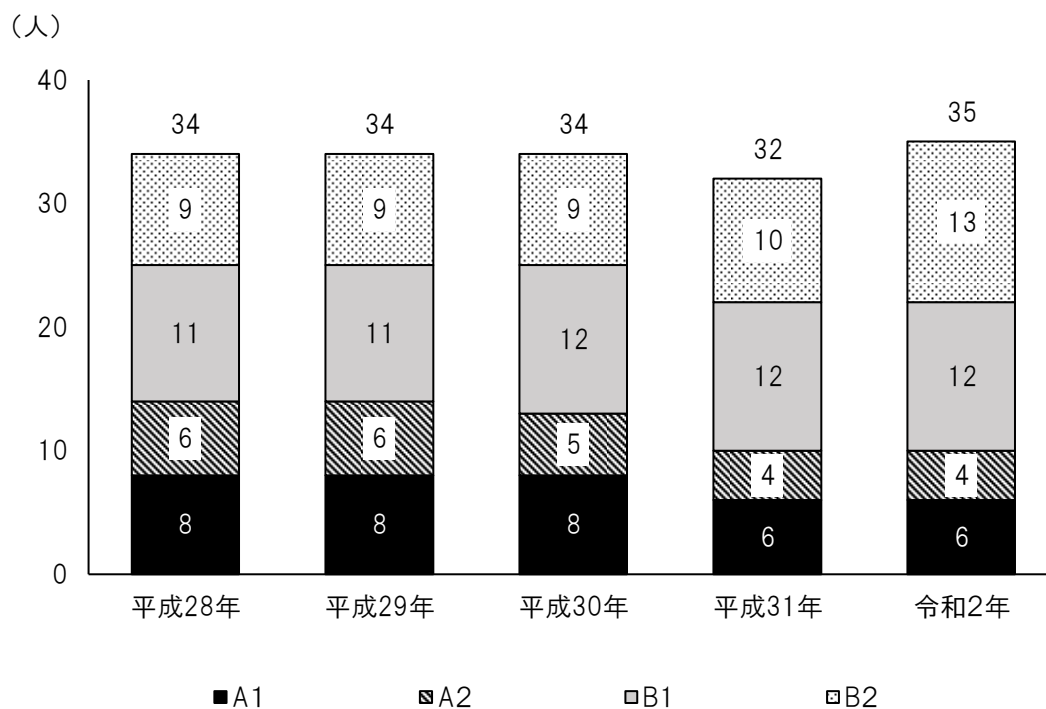
	0~17歳	18~64歳	65歳以上	合計
平成28年	4	29	70	103
平成29年	4	29	63	96
平成30年	4	28	66	98
平成31年	3	28	66	97
令和2年	3	28	69	100

資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

### (3)知的障がい者の状況

#### ■等級別

等級別にみると、平成 28 年から令和2年にかけてどの等級もほぼ横ばいとなっています。全体の傾向として「A1」「A2」は減少、「B1」「B2」は増加しています。令和2年では「B2」が最も多く、次いで「B1」、「A1」となっています。



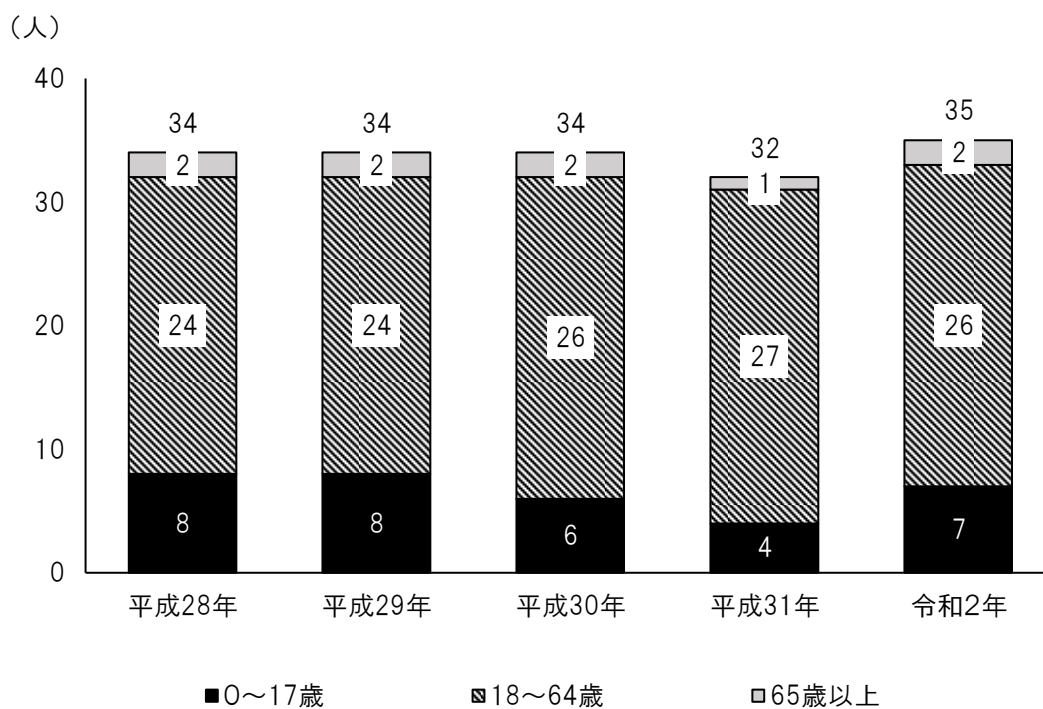
	A1	A2	B1	B2	合計
平成 28 年	8	6	11	9	34
平成 29 年	8	6	11	9	34
平成 30 年	8	5	12	9	34
平成 31 年	6	4	12	10	32
令和2年	6	4	12	13	35

資料：保健福祉課（各年4月1日現在）



## ■年齢別

年齢別にみると、平成 28 年から令和2年にかけてどの年齢もほぼ横ばいとなっています。令和2年では「18～64 歳」が最も多く、次いで「0～17 歳」、「65 歳以上」となっています。



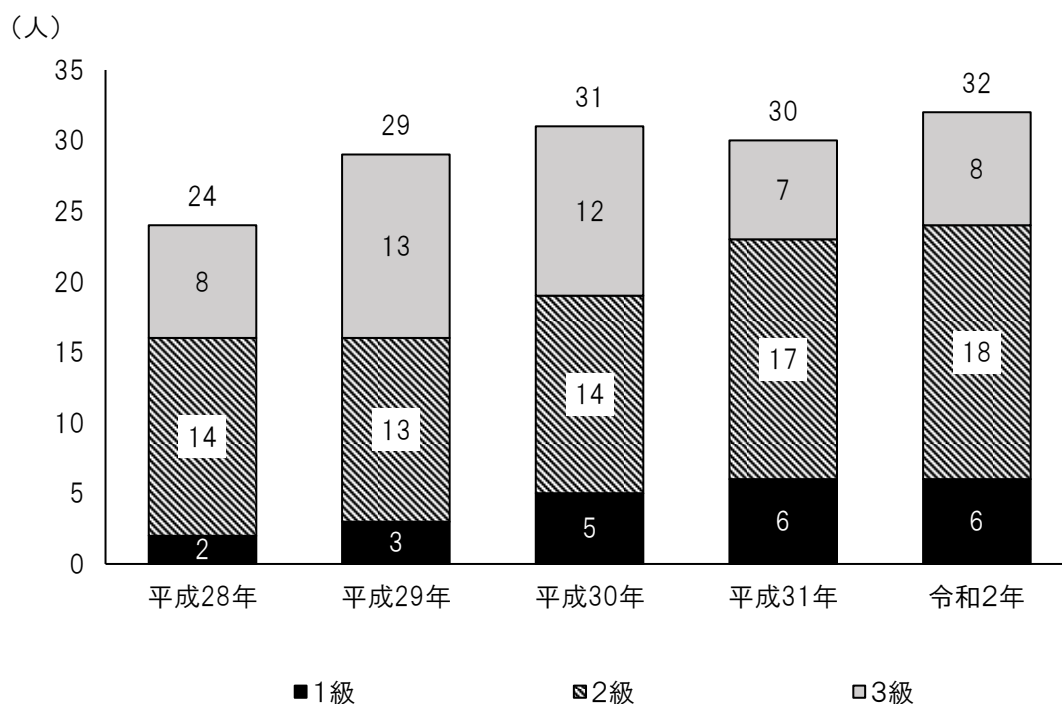
	0～17 歳	18～64 歳	65 歳以上	合計
平成 28 年	8	24	2	34
平成 29 年	8	24	2	34
平成 30 年	6	26	2	34
平成 31 年	4	27	1	32
令和2年	7	26	2	35

資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

## (4)精神障がい者の状況

### ■等級別

等級別にみると、平成 28 年から令和2年にかけて「1 級」は増加傾向、「2級」「3級」は増減を繰り返しています。令和2年では「2級」が最も多く、次いで「3級」、「1級」となっています。

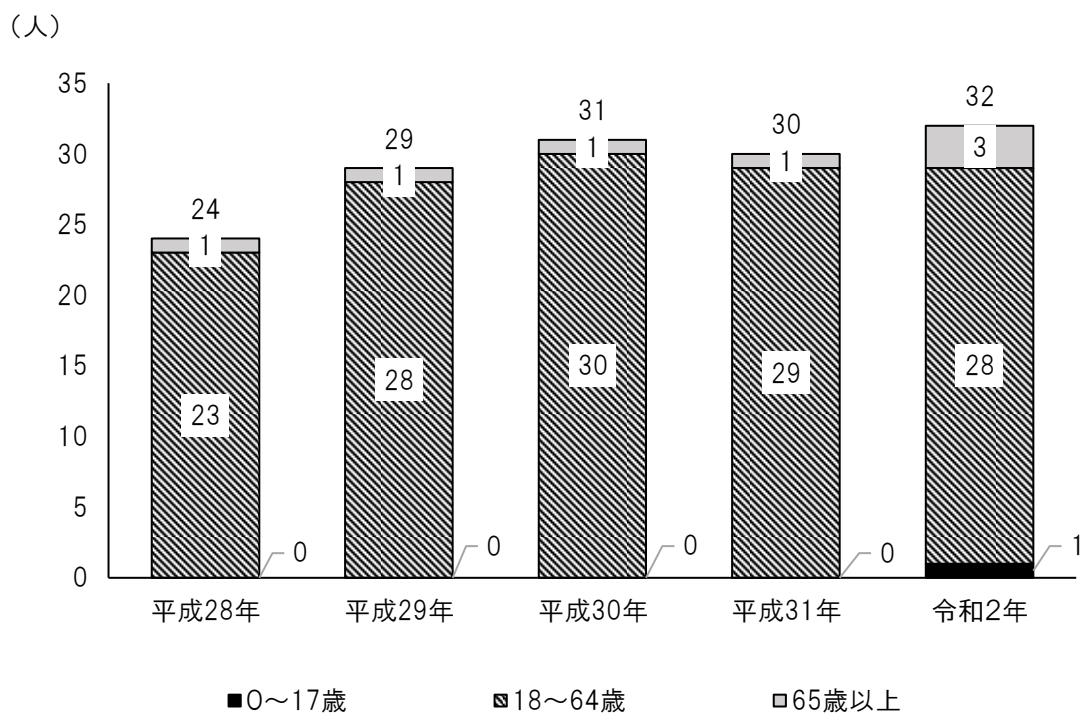


	1級	2級	3級	合計
平成 28 年	2	14	8	24
平成 29 年	3	13	13	29
平成 30 年	5	14	12	31
平成 31 年	6	17	7	30
令和2年	6	18	8	32

資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

## ■年齢別

年齢別にみると、「0～17歳」は平成31年まで0人でしたが令和2年で1人増加しました。「18～64歳」は平成28年から令和2年まで増減を繰り返し、「65歳以上」は平成31年まで横ばいでしたが令和2年で2人増加しました。令和2年では「18～64歳」が最も多く、全体の8割以上を占めています。



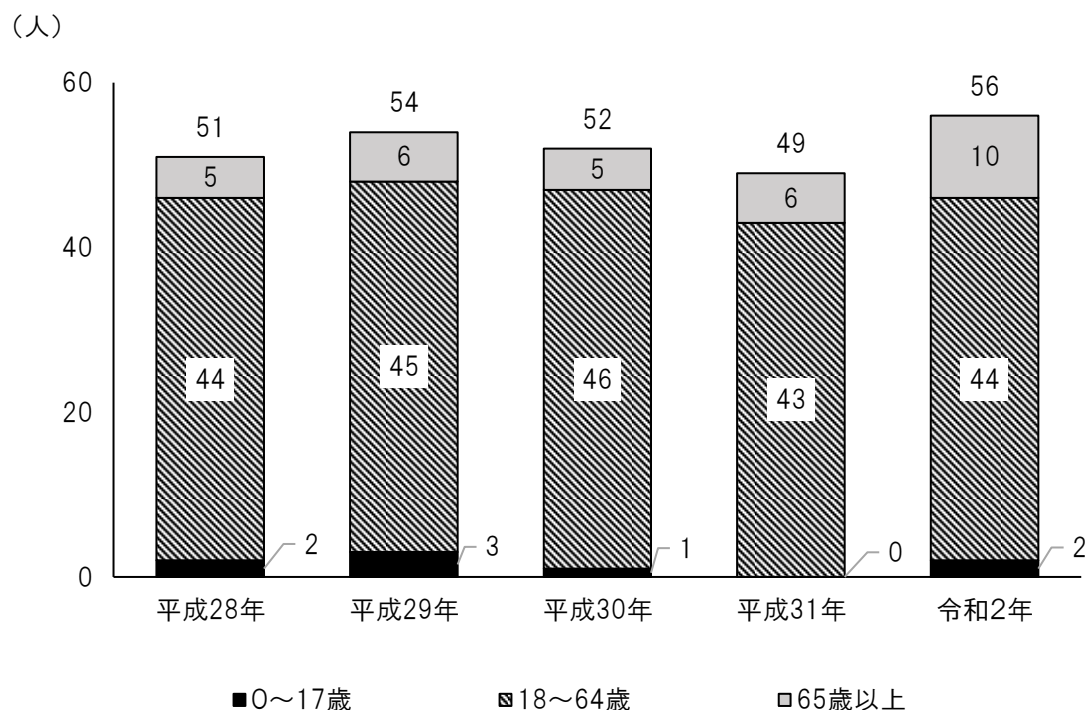
	0～17歳	18～64歳	65歳以上	合計
平成28年	0	23	1	24
平成29年	0	28	1	29
平成30年	0	30	1	31
平成31年	0	29	1	30
令和2年	1	28	3	32

資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

## (5) 自立支援医療(精神通院)受給者数の状況

自立支援医療受給者数は平成 28 年から令和2年にかけて増減を繰り返しています。令和2年では直近5年間で最も多い 56 人となっています。

年齢別にみると、平成 28 年から令和2年にかけて「0～17 歳」と「18～64 歳」でほぼ横ばいとなっています。「65 歳以上」では平成 31 年までほぼ横ばいでしたが令和2年にかけて増加しました。令和2年では「18～64 歳」が最も多く、次いで「65 歳以上」、「0～17 歳」となっています。

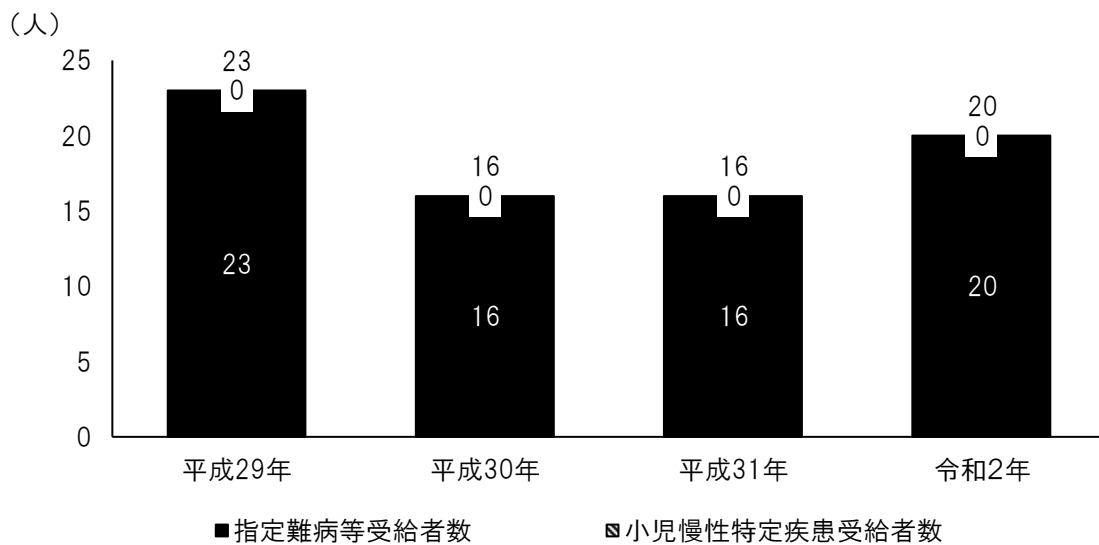


	0～17 歳	18～64 歳	65 歳以上	合計
平成 28 年	2	44	5	51
平成 29 年	3	45	6	54
平成 30 年	1	46	5	52
平成 31 年	0	43	6	49
令和2年	2	44	10	56

資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

## (6)指定難病等受給者数の状況

指定難病等受給者数は、平成 29 年より増減を繰り返しており、令和2年で 20 人となっています。小児慢性特定疾患受給者数は 0 人となっています。



資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

## 2. アンケート調査結果からの生活状況と施策へのニーズ

### (1) アンケート調査の概要

本計画の策定にあたり、村内に在住する障がい者の日中活動の状況、障がいの状態、施策への要望等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的にアンケート調査を実施しました。

#### ■調査概要

調査地域	清川村全域
調査対象者	村内在住の手帳所持者 158 人
調査期間	令和2年2月 13 日～2月 25 日(期間延長:3月3日)
調査方法	郵送配付・郵送回収

#### ■調査票配付数・回収数

配付数	有効回収数	有効回答率
158 件	74 件	46.8%

○グラフ中の n という表記は number of case の略であり、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人数)を表しています。

○集計にあたって、小数点第2位以下を四捨五入しているため、単数回答であっても合計が 100.0%にならない場合があります。

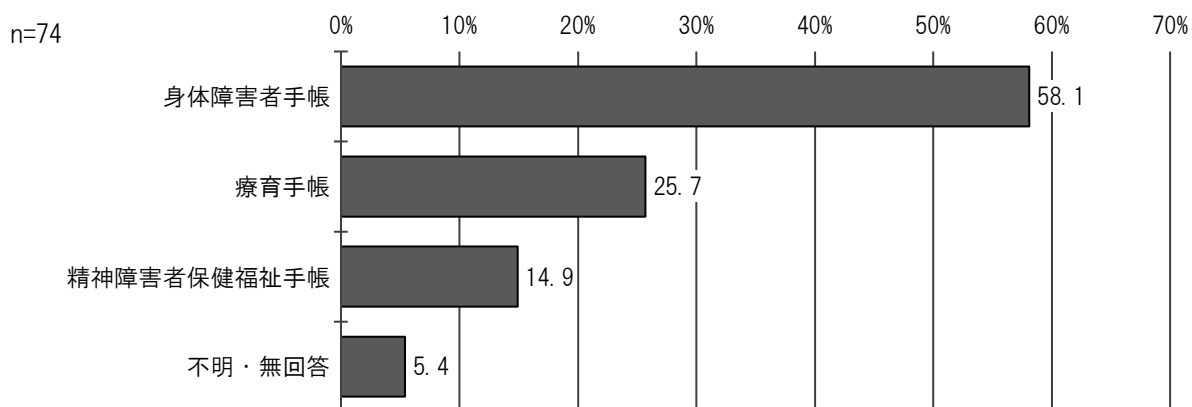
○図中「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。

○クロス集計における、「全体」の合計については「不明・無回答」を含んで集計しています。そのため、縦に各項目の n を足し合わせても、「全体」の n と一致しない場合があります。

## (2)アンケート調査の結果

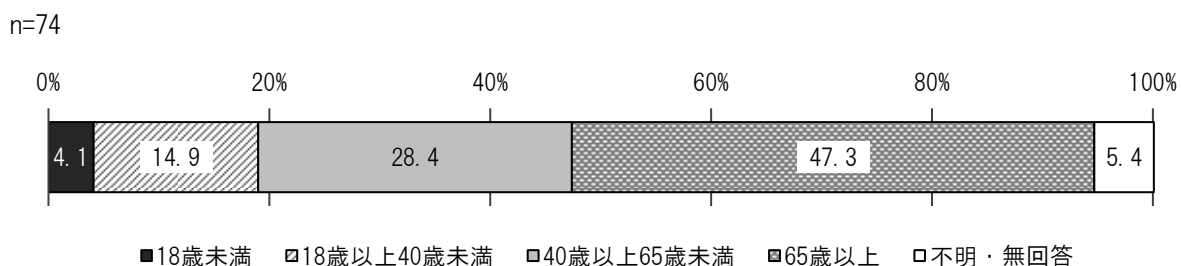
### ■回答者の所持手帳について

回答者の所持手帳についてみると、「身体障害者手帳」が58.1%と最も多く、次いで「療育手帳」が25.7%、「精神障害者保健福祉手帳」が14.9%となっています。



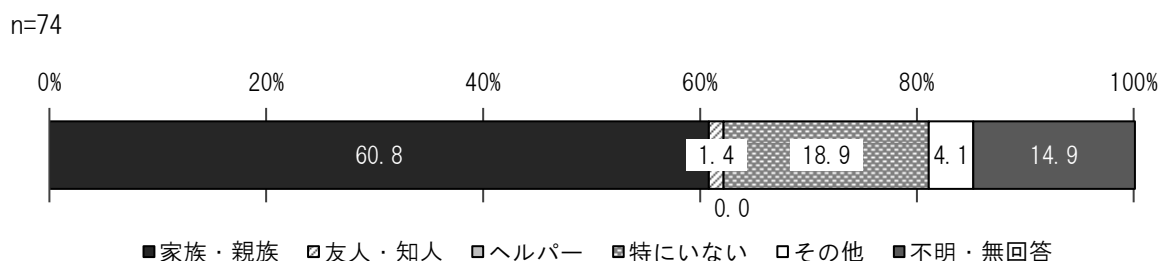
### ■回答者の年齢について

回答者の年齢についてみると、「65歳以上」が47.3%と最も多く、次いで「40歳以上65歳未満」が28.4%、「18歳以上40歳未満」が14.9%となっています。



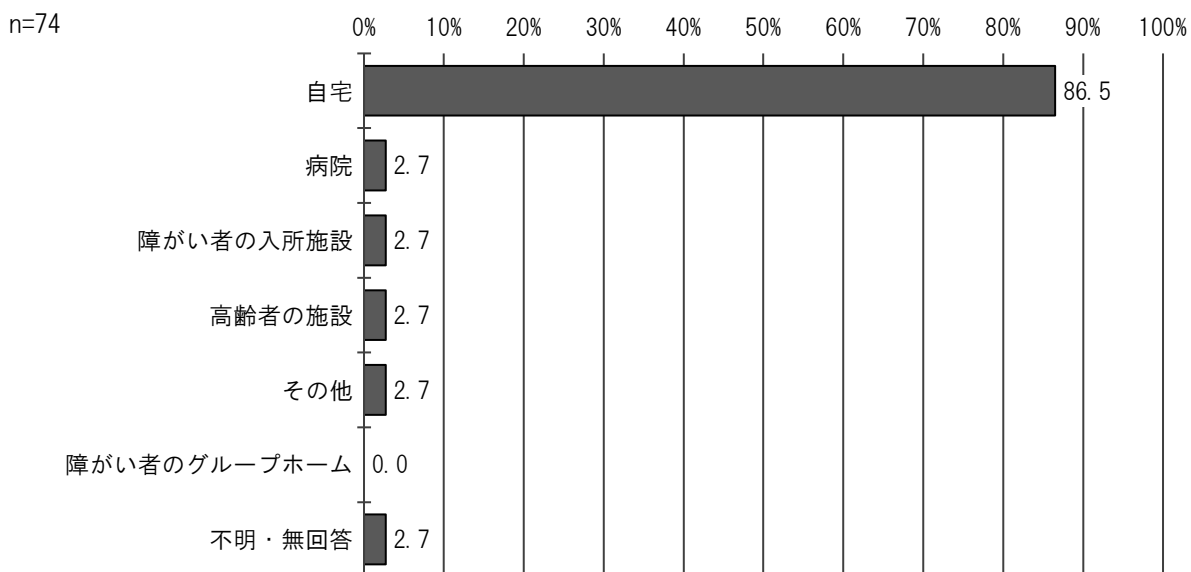
### ■主な介助者について

主な介助者についてみると、「家族・親族」が60.8%と最も多く、次いで「特にない」が18.9%、「その他」が4.1%となっています。



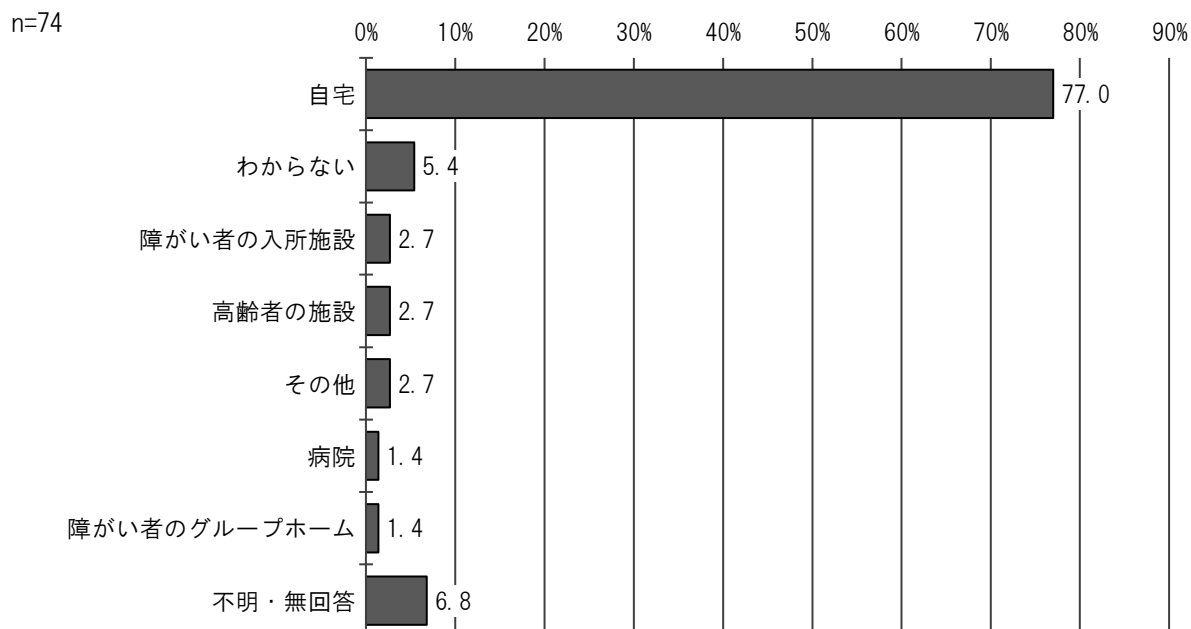
### ■暮らしについて

現在どこで暮らしているかについてみると、「自宅」が86.5%と最も多くなっています。



### ■今後の暮らしについて

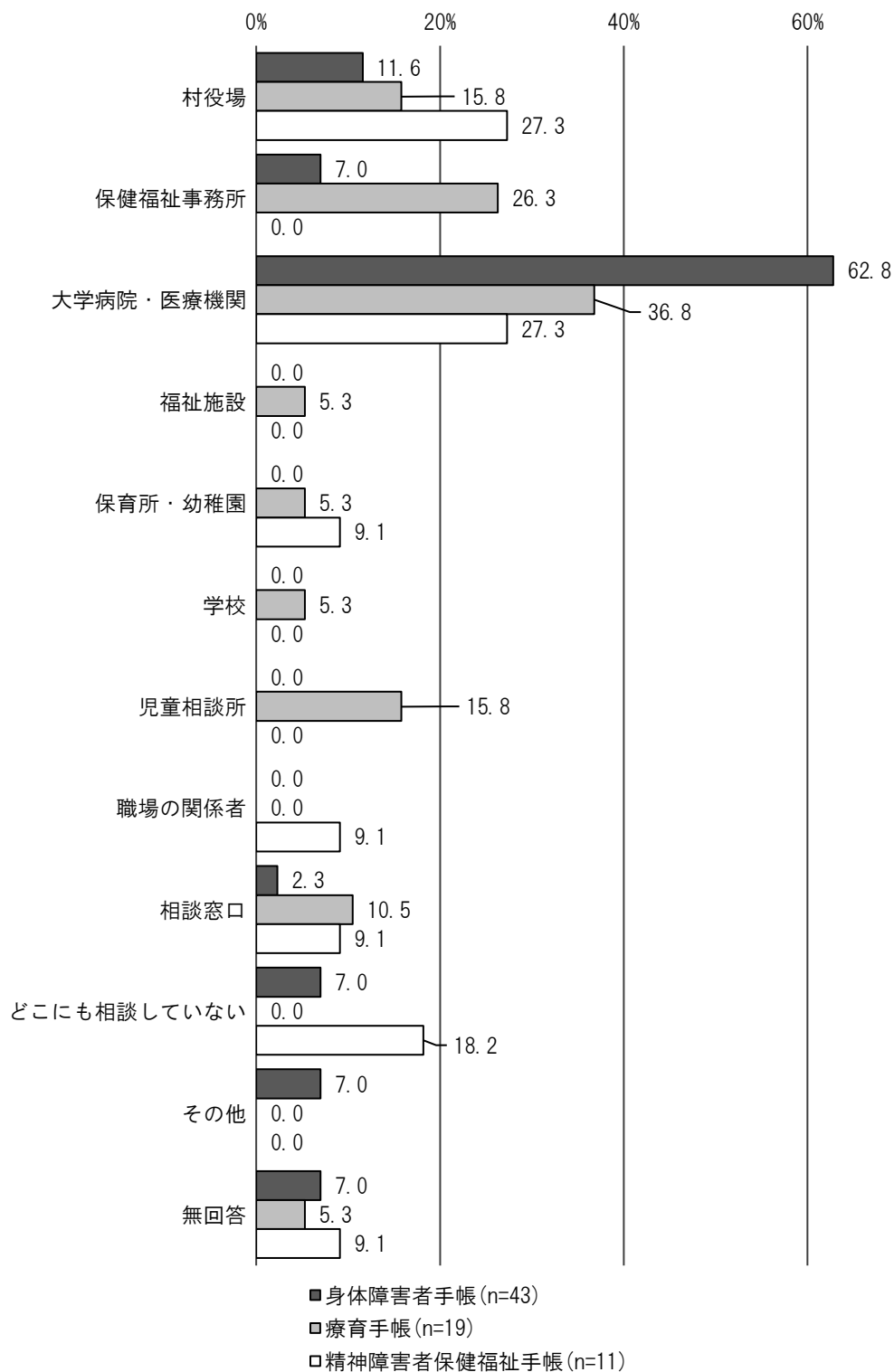
今後5年以内の希望としてどこで暮らしたいかについてみると、「自宅」が77.0%と最も多く、次いで「わからない」が5.4%、「障がい者の入所施設」「高齢者の施設」「その他」が2.7%となっています。





## ■障がい等に気づいた時の相談先

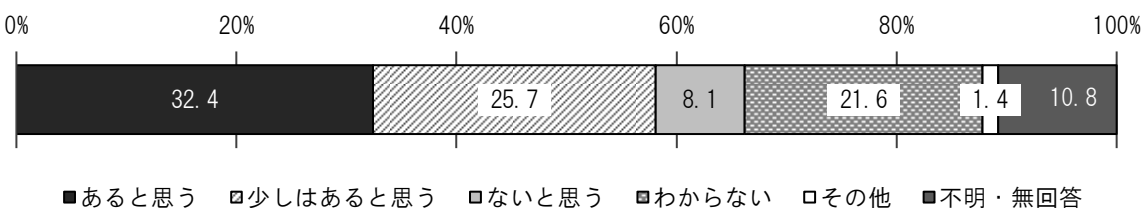
障がい等に気づいた時の相談先について手帳別にみると、いずれの区分でも「大学病院・医療機関」が最も多くなっており、身体障害者手帳所持者では6割以上、療育手帳所持者では3割以上となっています。療育手帳所持者では「保健福祉事務所」「児童相談所」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「村役場」「どこにも相談していない」が他に比べて多くなっています。



### ■差別・偏見について

障がい等を理由とする差別や偏見があると思うかについてみると、「あると思う」が 32.4%と最も多く、次いで「少しはあると思う」が 25.7%、「わからない」が 21.6%となっています。「あると思う」と「少しあると思う」を合わせた『ある』が6割程度となっています。

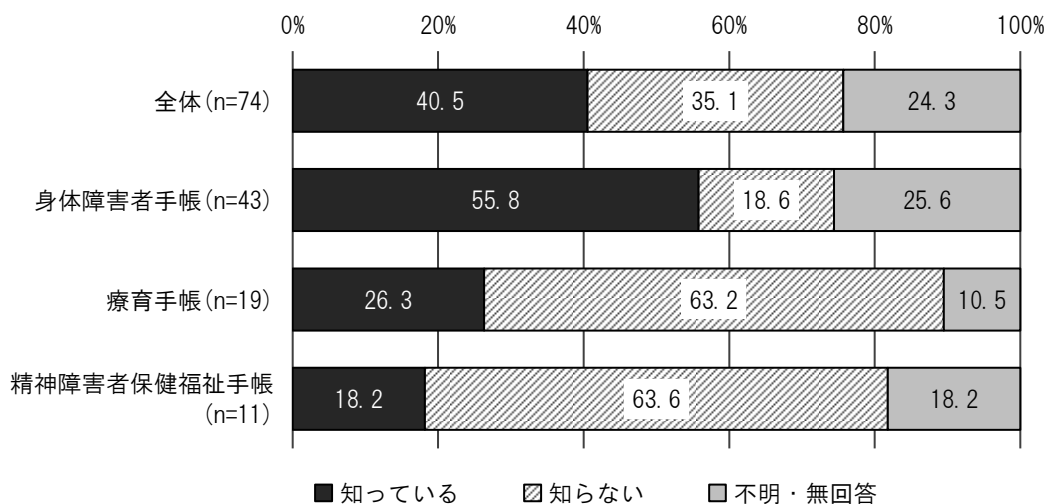
n=74



### ■成年後見制度について

成年後見制度を知っているかについてみると、「知っている」が 40.5%と、「知らない」の 35.1%を上回っています。

手帳別にみると、身体障害者手帳所持者では「知っている」が「知らない」を上回っている一方、療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者では「知っている」が3割以下と、「知らない」を下回っています。

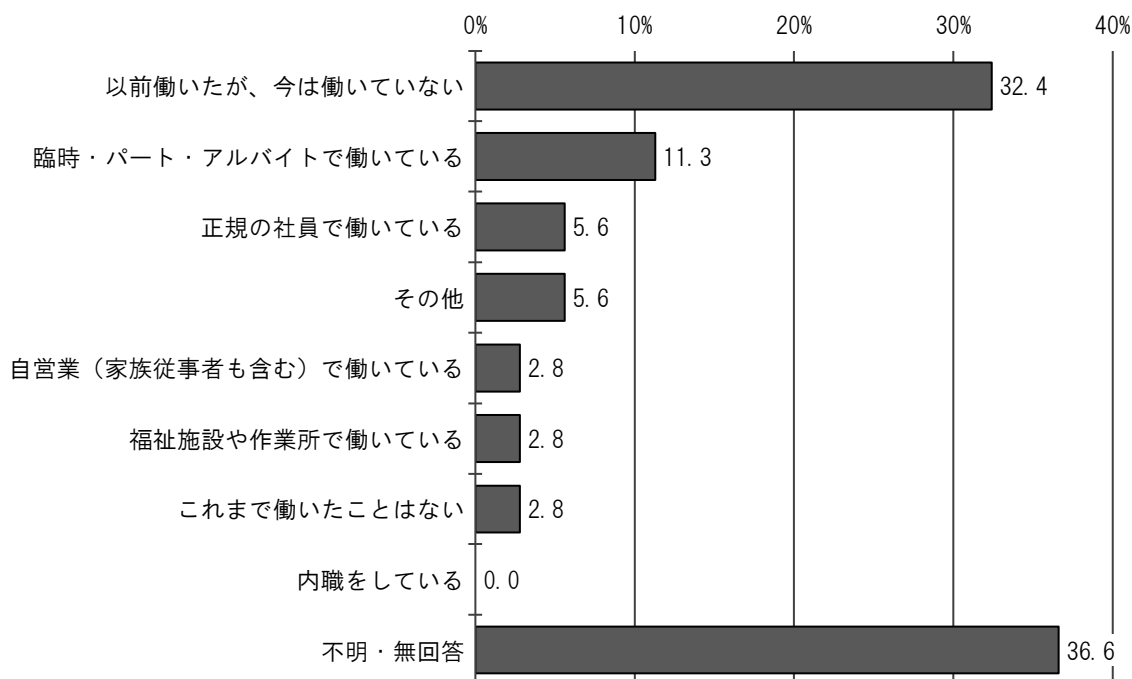


## ■就労について

※学校を卒業された方のみ

現在働いているかについてみると、「以前働いたが、今は働いていない」が 32.4%と最も多く、次いで「臨時・パート・アルバイトで働いている」が 11.3%、「正規の社員で働いている」「その他」が 5.6%となっています。

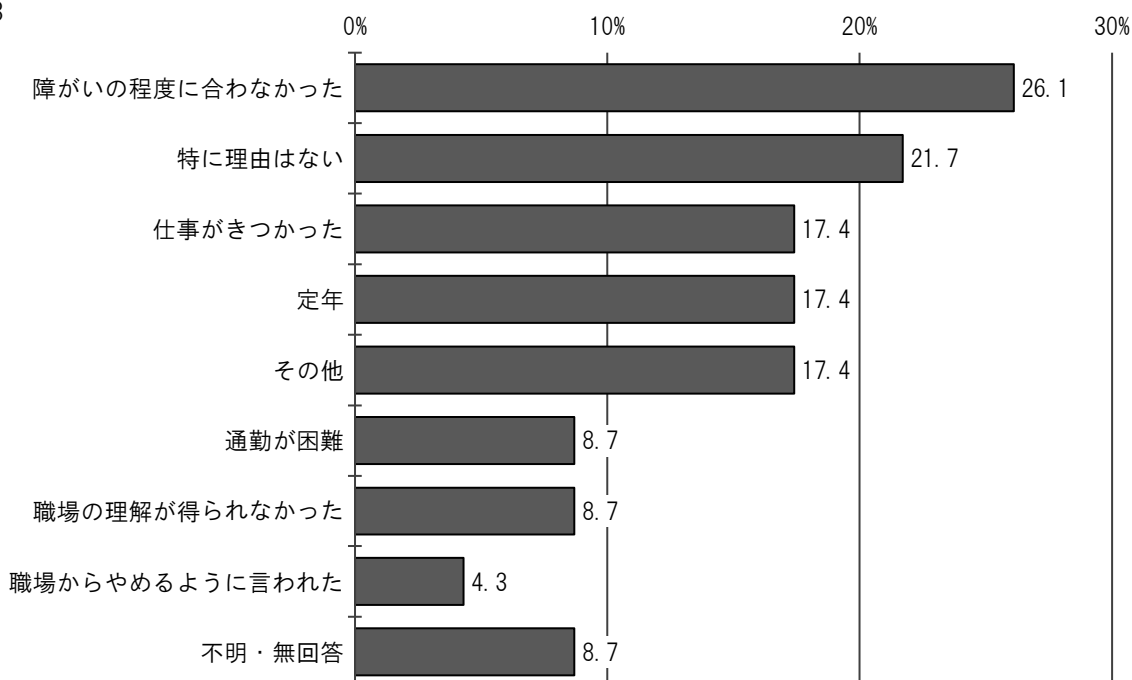
n=71



## ■仕事をやめた理由について

以前働いたが、今は働いていない人の仕事をやめた理由についてみると、「障がいの程度に合わなかった」が 26.1%と最も多く、次いで「特に理由はない」が 21.7%、「仕事がきつかった」「定年」「その他」が 17.4%となっています。

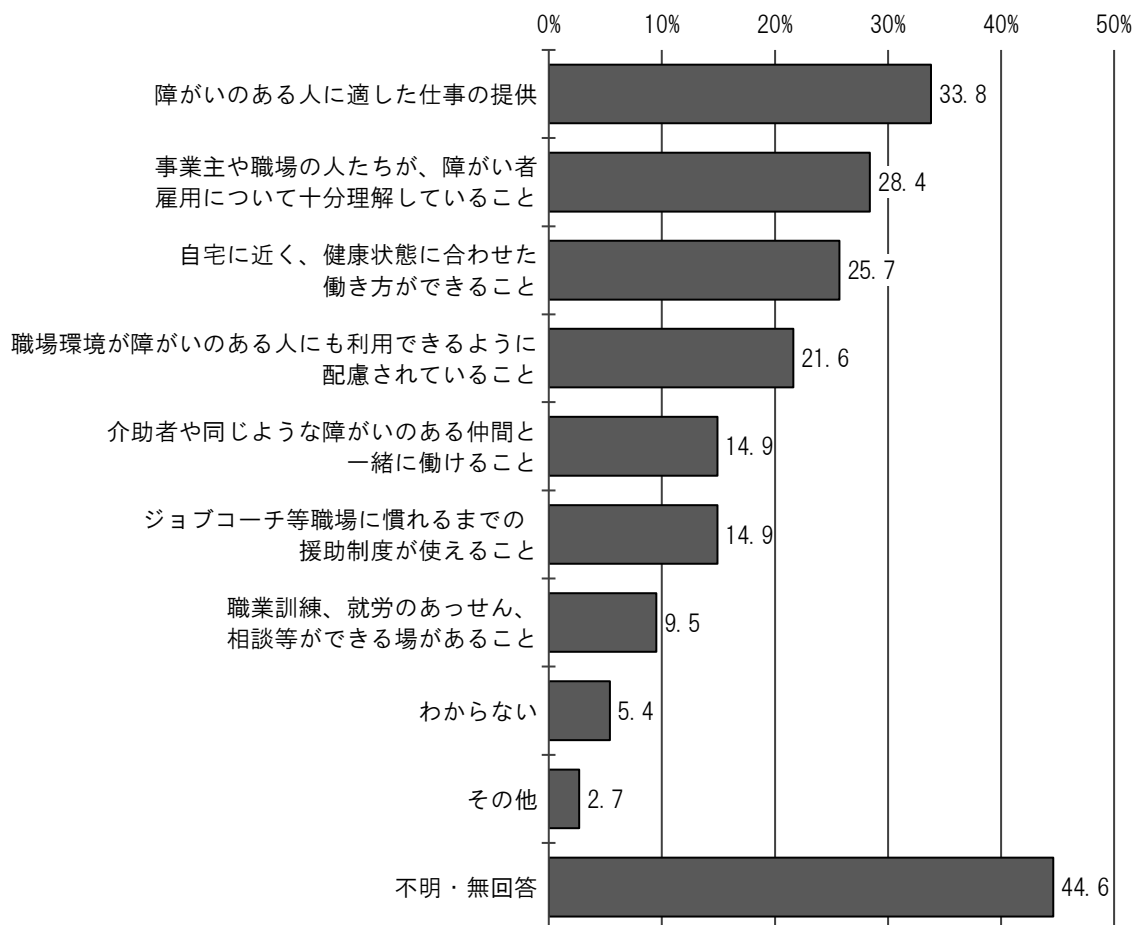
n=23



## ■就労支援で大切なことについて

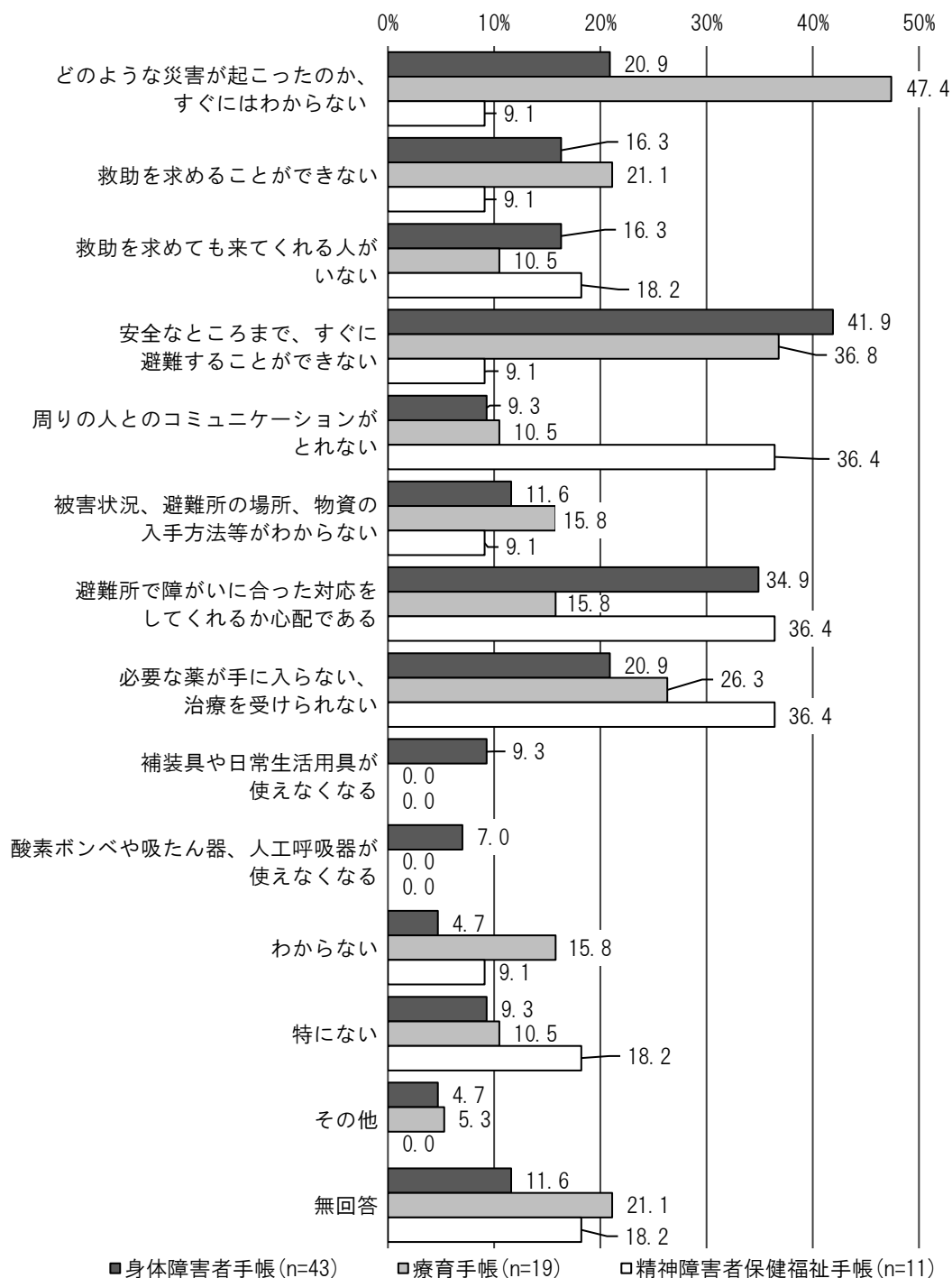
障がい等のある人が働くために大切だと思うことについてみると、「障がいのある人に適した仕事の提供」が 33.8%と最も多く、次いで「事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること」が 28.4%、「自宅に近く、健康状態に合わせた働き方ができること」が 25.7%となっています。

n=74



## ■災害時について

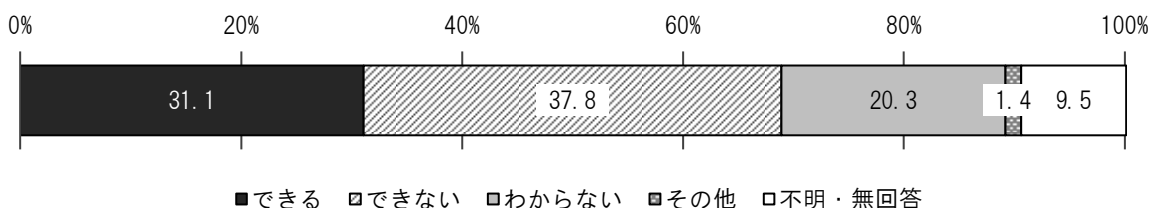
災害時に困ることについて手帳別にみると、身体障害者手帳所持者では「安全なところまで、すぐに避難することができない」、療育手帳所持者では「どのような災害が起こったのか、すぐにはわからない」、精神障害者保健福祉手帳所持者では「周りの人とのコミュニケーションがとれない」「避難所で障がいにあった対応をしてもらえるか心配である」「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」が最も多くなっています。



### ■災害時の避難について

一人で避難できるかについてみると、「できない」が 37.8%と最も多く、次いで「できる」が 31.1%、「わからない」が 20.3%となっています。

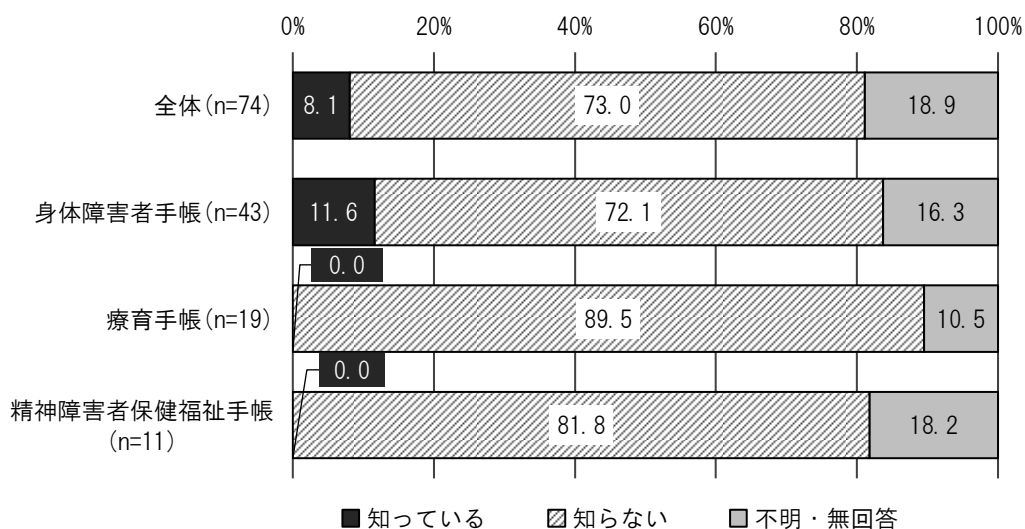
n=74



### ■避難行動要支援者避難支援計画について

村の避難行動要支援者避難支援計画を知っているかについてみると、全体では「知らない」が 73.0%と、「知っている」の 8.1%を大きく上回っています。

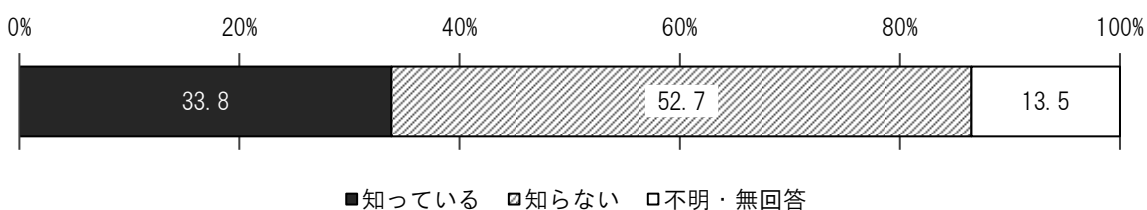
手帳別にみると、いずれの区分でも「知らない」が7割を超え多くなっています。



### ■ヘルプマークについて

ヘルプマークを知っているかについてみると、「知らない」が 52.7%と、「知っている」の 33.8%を上回っています。

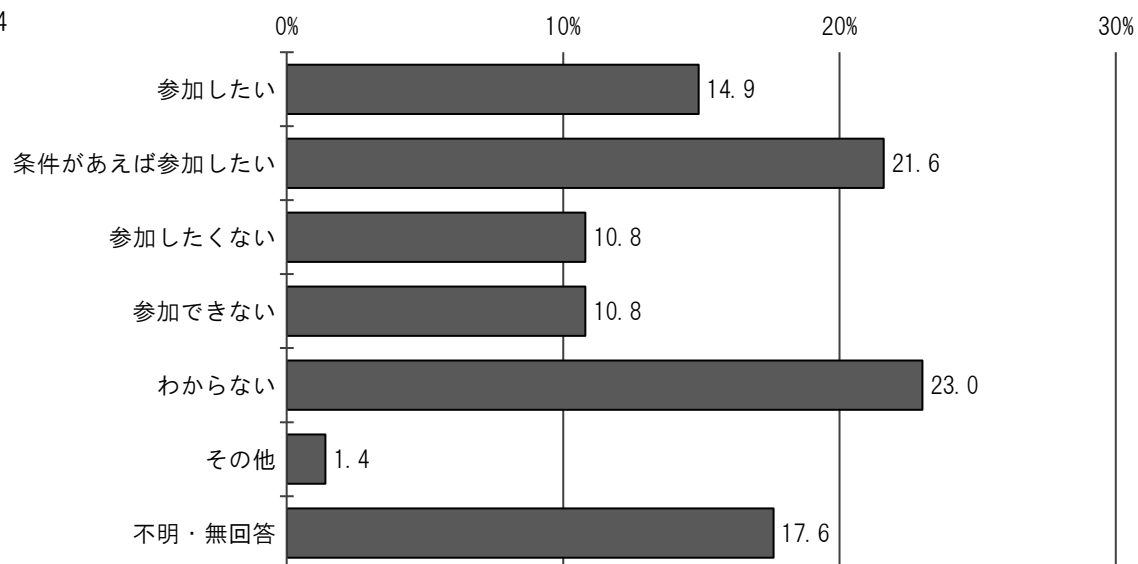
n=74



### ■地域活動について

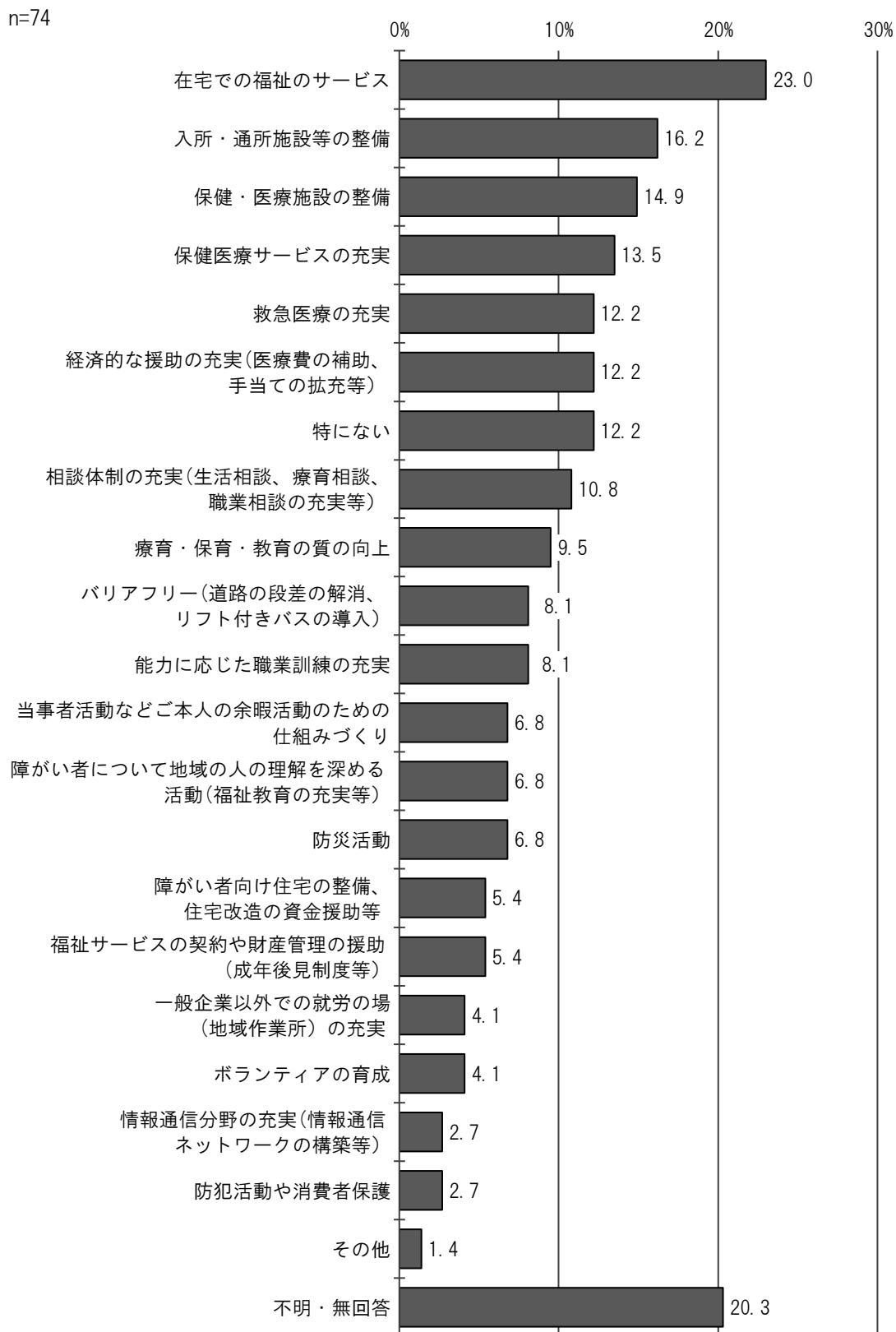
今後地域の行事や活動に参加したいと思うかについてみると、「わからない」が 23.0%と最も多く、次いで「条件があれば参加したい」が 21.6%、「参加したい」が 14.9%となっています。

n=74



## ■村への要望について

今後5年程度の間で村に特に力を入れてほしい施策についてみると、「在宅での福祉のサービス」が 23.0%と最も多く、次いで「入所・通所施設等の整備」が 16.2%、「保健・医療施設の整備」が 14.9%となっています。





# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1. 基本理念

### 一人ひとりが認め合い、 すべての人を包み込む社会の実現

国の障害者基本計画(第4次)の基本理念では、障害者基本法の考え方に沿って「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要がある。」と明記されています。

ソーシャル・インクルージョンを推進する観点から、障がい者を自らの決定に基づき社会に参加する主体として捉えて、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めることが求められています。

地域に住む人が、障がいの有無、老若男女を問わず互いを認め合い、支え合いながら暮らしていけるよう、理念の実現を図っていきます。

#### ソーシャル・インクルージョン(社会的包摂)

「すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念です。誰もが社会の中で孤立・排除されず、その存在の価値と役割を持ち得る社会・誰をも包含しうる社会を目指す考え方です。

#### 障がいの捉え方の変化と合理的配慮の提供

平成 23 年の障害者基本法改正で、「障がい者」は「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者」であって、障がいに加えて、「社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されました。障がいを理由とする差別を禁止するため、障がいのある人が「社会的障壁」の除去を必要とし、その実施に伴う負担が過重でないときには、「合理的な配慮」が提供されなければならないことも規定されました。



## 2. 基本目標

基本理念である「一人ひとりが認め合い、すべての人を包み込む社会の実現」を推進するために、次の3つの基本目標を設定し、施策の展開を図ります。

### 基本目標① 自己選択・自己決定を実現できる村づくり

村民の障がいへの関心と理解の促進を図ることで、障がいに対する差別や偏見をなくし、お互いに尊重し合える村づくりを進めます。

また、村民や事業所、企業、行政等との協働による支援体制づくりを推進し、支え合いのネットワーク構築を図ります。

さらに、障がい者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、一人ひとりの性別、年齢、障がいの状態、生活の実態等の実情に合わせた支援を行い、障がい者の自己選択・自己決定の実現に向けた村づくりを進めます。

### 基本目標② 地域でともに生き、支え合える村づくり

障がい者が地域でともに生きていけるよう、地域活動への参加を促進し、障がい者の自立と生きがいづくりを目指します。

また、一人ひとりの障がいや病気の程度に合わせた就労支援を行い、障がい者が多様な働き方を選択できるよう地域で支え合います。

さらに、障がい児の早期発見から早期対応に至る療育体制を充実させて、障がい児とその家族が安心して生活できるよう各関係機関の連携を強化します。

### 基本目標③ 安心して安全に暮らせる村づくり

障がい者が安心して安全に暮らせるよう、災害時や緊急時にも対応した見守り体制を充実させ、安心して安全に暮らせる村づくりを進めます。

また、保健・医療・福祉と連携して、障がい者が身近なところで必要な支援、療育、医療サービスを受けられるよう機会と場の確保を図ります。

## 3. 施策の方向

基本理念を実現するための基本目標に基づき、次の6つの施策の方向を定め、それぞれの施策事業により、障がい者福祉の充実を図ります。

また、施策事業の中でも主要となるものに◎をつけています。

### 1. 差別の解消と権利擁護・虐待防止の推進

#### 【施策事業】

- ◎ 差別解消の普及促進
- ◎ 虐待防止の推進
- ◎ 成年後見制度の利用促進
- 事業所等との連携による地域の相互理解の推進
- 障がい者の交流の場の提供
- バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
- 意思疎通支援の充実

### 2. 相談支援体制の充実と地域生活支援の拡充

#### 【施策事業】

- ◎ 相談支援体制の充実
- ◎ 情報提供の充実
- 障がい者協議会の運営
- 介護給付の支給
- 補装具・日常生活用具の支給
- 地域生活支援事業の実施(日中一時支援事業等)
- 住宅改良等経費の助成
- 福祉手当の支給

### 3. 社会参加の促進

#### 【施策事業】

- ◎ 地域・文化活動等の支援
- ◎ 在宅障害者施設通所交通費の助成
- ◎ 自動車燃料費・タクシー利用への助成
- ◎ 福祉有償運送事業の活用
- 訓練等給付の支給
- 地域生活支援事業の実施(移動支援事業等)
- 障害者優先調達推進法の推進
- ボランティア活動の推進

## 4.療育・子育て支援体制の確立

### 【施策事業】

- ◎ 障がいの早期発見・療育体制の確立
- 障害児通所支援事業の実施
- 特別支援学校等への就学援助
- 特別支援学級の充実
- 保育所等への巡回相談の実施
- 発達障がい者等の支援体制の確保

## 5.防災・減災体制の強化

### 【施策事業】

- ◎ 災害時の避難拠点の配備
- ◎ 地域間の要支援者把握による共助の推進
- 自主防災組織の強化
- 地域防災意識の向上
- 社会福祉施設や医療機関との連携

## 6.保健・医療の提供

### 【施策事業】

- 重度障害者医療費の助成
- 更生医療・育成医療給付事業の実施
- 精神通院医療給付事業の実施(経由事務)
- 障害者歯科診療所の運営
- 健康診断・保健指導の充実

# 4. 計画の体系

## 基本理念

## 基本目標

## 施策の方向

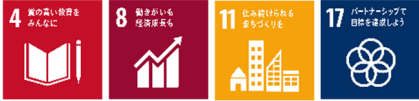
一人ひとりが認め合い、すべての人を包み込む社会の実現



10 人や国の不平等をなくそう  
 11 住み続けられるまちづくりを  
 16 平和と公正をすべての人に  
 17 パートナーシップで目標を達成しよう

①自己選択・自己決定を実現できる村づくり

- 1. 差別の解消と権利擁護・虐待防止の推進
- 2. 相談支援体制の充実と地域生活支援の拡充



4 質の高い教育をみんなに  
 8 働きがいも経済成長も  
 11 住み続けられるまちづくりを  
 17 パートナーシップで目標を達成しよう

②地域でともに生き、支え合える村づくり

- 3. 社会参加の促進
- 4. 療育・子育て支援体制の確立



3 すべての人に健康と福祉を  
 11 住み続けられるまちづくりを  
 17 パートナーシップで目標を達成しよう

③安心して安全に暮らせる村づくり

- 5. 防災・減災体制の強化
- 6. 保健・医療の提供

# 第4章 施策の展開

## 基本目標① 自己選択・自己決定を実現できる村づくり

### (1) 差別の解消と権利擁護・虐待防止の推進

#### ■現状と課題

アンケート調査によると、6割程度の方が障がいに対する差別や偏見があると感じています。社会のあらゆる場面において障がいを理由とする差別の解消を進めるために、引き続き啓発活動を行っていく必要があります。

また、成年後見制度に関する周知や相談を行っていますが、特に知的・精神障がい者では認知度が低くなっています。障がい者本人の自己決定を尊重するためにも、成年後見制度の利用を促進することが大切です。

#### ■施策の方向と施策事業

村民が障がいに関する知識を身につけることができるよう、積極的で多様な情報提供や障がい者も含めた村民同士が交流できるイベント等の実施機会の拡充を図ります。また、成年後見制度の利用促進に向けて、広報や相談等の機能を有した中核機関を設置し、支援体制を整備します。

施策事業	事業内容
差別解消の普及促進	平成28年に作成した「清川村における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、不当な差別的取り扱い禁止と合理的配慮の意識を村職員に浸透させます。
虐待防止の推進	介助者、施設従事者等による虐待に関する通報・届出の受理等を行う障害者虐待防止センターとしての機能を充実するとともに、虐待防止に向けた普及啓発を実施します。
成年後見制度の利用促進	精神障がいや知的障がいにより判断能力が十分でない人が、日常生活における契約や財産管理において、不利益を被ることのないよう、成年後見制度の利用方法や手続き等の周知・相談や研修会を実施します。 また、社会福祉協議会と連携して、広報・相談等の機能を備えた中核機関を設置します。 ※第6章 成年後見制度の利用促進 参照
事業所等との連携による地域の相互理解の推進	障がい者が地域社会の一員として暮らすことができる地域づくりを目指し、障がいや障がい者への地域住民の理解・協力を促すため事業所等が実施するイベント等を援助します。
障がい者の交流の場の提供	障がい者の活動支援と、障がい者間、家族間及び障がいのある人とない人との相互交流の場を提供します。また、既存の村内のイベント等に参加しやすい環境づくりに努めます。

施策事業	事業内容
バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	誰もが住みやすい村づくりを推進するために、公共施設や公共機関等のハード面と情報・制度・意識的なソフト面の両面からバリアフリー・ユニバーサルデザインの普及啓発に努めます。
意思疎通支援の充実	聴覚・言語機能・音声機能・視覚等の障がいにより、コミュニケーションを図ることに支障がある障がい者に対して、手話通訳者や要約筆記者等を派遣し、意思疎通支援を図ります。 ※第5章 障がい(児)福祉計画の目標値 参照

## (2)相談支援体制の充実と地域生活支援の拡充

### ■現状と課題

村では障がい種別に応じて、日常生活上におけるきめ細やかな支援を行っています。しかし、アンケート調査によると、障がいに気づいた際にどこにも相談していない人の割合が、精神障がい者で多くなっており、十分な支援が行き届いていない可能性があります。障がい者が安心して適正な福祉サービス・社会資源を活用していけるよう、相談支援体制の強化が必要です。

また、現在自宅に暮らしている障がい者が最も多く、今後5年以内の暮らしの場としても自宅を希望する人が最も多くなっています。さらに、今後5年程度の間で村に特に力を入れてほしい施策として「在宅での福祉のサービス」等が挙げられており、障がい者が住み慣れた地域・場所で暮らしていけるような支援を引き続き行っていく必要があります。

### ■施策の方向と施策事業

年齢、障がい種別、生活の状況等を考慮し、一人ひとりのニーズに沿った支援を行うため、相談窓口の充実や各関係機関との連携体制の強化、各サービスの質と量の向上に努め、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活支援を拡充します。

施策事業	事業内容
相談支援体制の充実	障がい者が福祉サービスや地域資源を適正に利活用できるよう、相談支援体制の充実を図ります。
情報提供の充実	障がいのある人もない人も円滑に情報を入手・利用できるよう、情報バリアフリーに努め、村のホームページや広報、回覧等を活用して、障がい福祉に関する情報提供を充実させます。
障がい者協議会の運営	相談支援体制の充実のために中核的な役割を果たす障がい者協議会について、地域の関係機関によるネットワークづくりなどに取り組むことで有効的に運営します。
介護給付の支給	障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護を中心とした「訪問系サービス」や、生活介護、短期入所等の「日中活動系サービス」、施設入所支援といった「居住系サービス」を支給します。 ※第5章 障がい(児)福祉計画の目標値 参照

施策事業	事業内容
補装具・日常生活用具の支給	<p>障がい者の自立と更生を図るため、一人ひとりの障がいの内容や程度に応じた補装具の支給・修理及び日常生活用具の支給を行います。</p> <p style="text-align: right;">※第5章 障がい(児)福祉計画の目標値 参照</p>
地域生活支援事業の実施(日中一時支援事業等)	<p>一時的に見守り等が必要な障がい者等の日中における活動の場を確保するとともに、介助者の就労支援及び一時的な休息を図る日中一時支援事業等を実施します。</p> <p style="text-align: right;">※第5章 障がい(児)福祉計画の目標値 参照</p>
住宅改良等経費の助成	<p>障がい者の住環境の改善と日常生活の機能向上を図るため、障がいに応じた住宅改良等経費を助成します。</p> <p style="text-align: right;">※第5章 障がい(児)福祉計画の目標値 参照</p>
福祉手当の支給	<p>障がい者の日常生活の支援と福祉の増進を図るため、一人ひとりの障がいに応じた福祉手当を支給します。</p>



## 基本目標② 地域でともに生き、支え合える村づくり

### (3) 社会参加の促進

#### ■現状と課題

アンケート調査によると、以前仕事をしてきた人がやめた理由として「障がいの程度に合わなかった」「仕事がきつかった」等が挙げられています。また、障がい者が働くために大切だと思うこととして「障がい者に適した仕事の提供」等が求められており、一人ひとりの障がい特性に合わせた就労支援を行うことが大切です。

さらに、村では地域・文化活動等の支援として知的障がい者を対象とした団体への支援や、知的障がい者・精神障がい者を対象としたサロン活動を行っています。アンケート調査によると、地域の行事や活動への今後の参加意向として「条件があれば参加したい」と「参加したい」を合わせた『参加意向あり』が3割半ばとなっています。障がい者の生きがいづくりの推進を図るために、引き続き障がい者の地域・文化活動促進に向けた事業に取り組んでいく必要があります。

#### ■施策の方向と施策事業

障がい者の社会参加と生きがいづくりを促進するために、活動支援と移動支援を充実します。活動支援では、地域・文化活動を行う組織・団体の活発な活動推進と、個人の状態に見合った就労移行支援や就労継続支援等適正な就労支援を行います。また、移動支援では、交通費の助成やタクシー利用の助成等、幅広い事業を展開します。

施策事業	事業内容
地域・文化活動等の支援	障がい者の社会参加と生きがいづくりを推進するため、地域活動や文化活動を行う組織・団体を支援します。
在宅障害者施設通所 交通費の助成	社会参加、社会復帰を目指して社会福祉施設に通所する障がい者に対して、経済的な負担を軽減するため、その交通費を助成します。 ※第5章 障がい(児)福祉計画の目標値 参照
自動車燃料費・ タクシー利用への助成	障がい者の日常生活の利便性と生活圏域の拡大を図るため、自動車燃料購入券や福祉タクシー券を交付します。 ※第5章 障がい(児)福祉計画の目標値 参照
福祉有償運送事業の活用	福祉有償運送事業の利用促進に向けて、事業主体である社会福祉協議会と協議をしながら、事業の普及促進を行います。
訓練等給付の支給	就労に必要な知識や能力の向上、職場探し等を支援する就労移行支援・就労継続支援といった「日中活動系サービス」や共同生活を支援する共同生活援助といった「居住系サービス」を支給します。 ※第5章 障がい(児)福祉計画の目標値 参照
地域生活支援事業の実施 (移動支援事業等)	社会生活上で必要不可欠な外出や余暇活動等の際に、ヘルパーを派遣して移動を支援する移動支援事業等を実施します。 ※第5章 障がい(児)福祉計画の目標値 参照

施策事業	事業内容
障害者優先調達推進法の推進	障害者就労事業所等の地域貢献や経済的自立を促進するため、村は事業所から物品購入や役務提供を優先的に行います。
ボランティア活動の推進	地域福祉に関わるボランティアの人材確保に向けて、村民に対して広報等での積極的なボランティア意識の啓発を図ります。 ボランティア団体との連携を強化して、場所の提供や活動支援等を通し、活発な活動を推進します。

## (4)療育・子育て支援体制の確立

### ■現状と課題

村では障がいの早期発見や療育体制の確立、障害児通所支援事業の実施等、配慮を必要とする児童・生徒を把握して、一人ひとりの状態に見合った療育支援を行っています。

今後5年程度の間で村に特に力を入れてほしい施策として「療育・保育・教育の質の向上」等が挙げられており、引き続き各関係機関が連携して、切れ目のない支援体制の整備を行っていく必要があります。

### ■施策の方向と施策事業

障がいのある子どもとその家族が地域で安心して生活できるよう、療育・保育・教育の各関係機関と連携して包括的な支援を行います。また、村内の民間保育所等の保育士・支援員に対して、専門職による指導を行い、資質の向上を図ります。

施策事業	事業内容
障がいの早期発見・療育体制の確立	保健師等によるきめ細かな相談体制と、保育所、幼稚園、小中学校等の保育・教育機関や医療施設、事業所との連携体制を維持することで包括的な障がい児支援を実施します。
障害児通所支援事業の実施	児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業等を実施し、生活能力向上のための訓練や指導を行います。 ※第5章 障がい(児)福祉計画の目標値 参照
特別支援学校等への就学援助	障がいのある園児・児童・生徒について、子ども一人ひとりに合った教育的ニーズを本人や保護者との面接を通じて把握し、適切な就学の場の検討・支援を行います。
特別支援学級の充実	小中学校の特別支援学級において、対象となる児童・生徒の障がいに適応した教育を実施するうえで必要となる教材や教具等を充実し、特別支援学級の教育振興を図ります。
保育所等への巡回相談の実施	村内の民間保育所等の保育士・支援員に対し、支援が必要な児童及び保護者への対応の仕方や他児との関わり等について、専門職(臨床心理士)によるアドバイスをを行い、資質の向上に努めます。
発達障がい者等の支援体制の確保	発達障がいに関する情報や相談の機会が適切に提供できるよう、地域の実情に応じ、所属団体等への専門職の派遣、また過去に同様の経験を持つ親や地域の協力により、発達に心配のある子どもとその保護者に対して支援を行うよう努めます。

## 基本目標③ 安心して安全に暮らせる村づくり

### (5)防災・減災体制の強化

#### ■現状と課題

アンケート調査によると、災害時に一人で避難するのが難しい人が多く、災害時に困ることとして「安全なところまで、すぐに避難することができない」「どのような災害が起こったのか、すぐにはわからない」等が挙げられています。安心して暮らせる村づくりを推進するためにも、災害時に障がい者が孤立しないよう地域で見守り、支え合う体制の強化が求められています。

また、村では令和元年に避難行動要支援者避難支援計画を策定し、避難行動要支援者の要件定義及び名簿の作成を行いました。しかし、村の避難行動要支援者避難支援計画を知らない人が7割を超えており、避難行動要支援者対策を円滑に進めるためにも計画の認知を図ることが必要です。

#### ■施策の方向と施策事業

災害が起きたときに、障がい者を含めたすべての村民がお互いに協力し合って避難できるよう、自主防災組織の機能強化を推進し、地域防災体制を整えます。また、集団での避難生活が難しい人に配慮した避難拠点の配備を進めます。

施策事業	事業内容
災害時の避難拠点の配備	災害の発生時に避難生活が困難な障がい者について、社会福祉施設等での受け入れが可能となるような体制の配備を進めます。
地域間の要支援者把握による共助の推進	整備された災害時要支援者名簿について、有効的に活用し、有事の際の共助による安全確保を可能とする地域づくりを進めます。
自主防災組織の強化	災害の発生時に、障がい者が民生委員・児童委員や自主防災隊による安否確認及び避難支援を消防団等の防災関係機関との連携のもとで速やかに受けられるよう、各地区の事情に応じた組織力の強化を推進します。
地域防災意識の向上	防災訓練を通して、障がい者も含めた村民の防災意識の向上、地域見守り体制の充実を図ります。 土砂災害ハザードマップを活用して、災害に対する知識や避難時に必要な行動等を周知します。
社会福祉施設や医療機関との連携	災害の発生時にも継続して福祉・医療サービスの提供ができるよう、社会福祉施設や医療機関との連携を強化します。

## (6)保健・医療の提供

### ■現状と課題

村の身体障がい者を等級別にみると、令和2年では1級が全体の約3割を占めており、より重度な障がいを持っている人が多いことが分かります。

村では、重度な障がいのある人の経済的負担の軽減を図るため、医療費の保険適用分の自己負担額を助成しています。引き続き、健康増進支援を継続し、障がいの重度化・重複化を防止するとともに、保健・医療・福祉の連携による支援体制を充実させることが求められています。

### ■施策の方向と施策事業

障がい者の健康増進や経済的負担の軽減のために、引き続き医療費の助成を行い、充実した保健と医療を提供します。また、生活習慣病の予防や早期治療等ができるよう、健康診断や各種検診結果に基づく相談・指導を拡充させ、生涯を通じた健康づくりを推進します。

施策事業	事業内容
重度障害者医療費の助成	重度な障がいのある人の医療費を助成し、健康の保持及び増進を図ります。
更生医療・育成医療 給付事業の実施	身体障がいを軽減する手術等によって確実な効果が期待できる人に対して、必要な医療費の支給を行います。
精神通院医療給付事業の 実施(経由事務)	精神障がいの通院治療を受けている人に対して、医療費の支給に係る経由事務を行います。
障害者歯科診療所の運営	一般の歯科医療機関では診療が困難な障がい者の歯科診療体制を確保するため、障害者歯科診療所の運営費の一部を負担します。
健康診断・保健指導の 充実	健康診断後のフォローとして、専門職による健康教室・健康相談・健康指導に取り組み、障がいの原因となる疾病等の予防や早期治療、重症化防止につなげます。

# 第5章 障がい（児）福祉計画の目標値

## 1. 成果目標の設定

### (1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### 国の指針

- (1)令和元年度末時点の入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。
- (2)令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6%以上削減することを基本とする。

#### 村の目標

国の指針を踏まえ、村の実績や実情を考慮して設定します。

#### 【成果目標】

項目	目標	備考
令和元年度末時点の施設入所者数	3人	令和元年度末の人数。
令和5年度末時点の施設入所者数	3人	令和5年度末の利用人員見込み。
(1)地域生活移行者	0人	令和5年度末までに地域生活へ移行する人の目標人数。 施設入所者の現状を考慮し、0人とします。
(2)施設入所者数の削減	0人	令和5年度末までに削減する施設入所者数。 施設入所者の現状を考慮し、0人とします。

## (2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 国の指針

- (1)精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を 316 日以上とすることを基本とする。【新規・目標設定都道府県】
- (2)令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65 歳以上・未満)を設定する。【目標設定都道府県】
- (3)精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については 69%以上、入院後6か月時点の退院率については 86%以上及び入院後1年時点の退院率については 92%以上とすることを基本とする。【目標設定都道府県】

### 村の目標

上記成果目標はすべて、神奈川県において目標値が設定されることとなっています。国の基本指針や県の方針、成果目標を踏まえて、精神障がい者及び家族の精神的健康の保持増進を目的として、支援方法の検討や情報交換等を行う「清川村精神保健事業連絡会(県保健福祉事務所、医療機関、警察、保健師、相談支援事業所で構成)」の定期的な開催を継続します。

### 【活動指標】

#### ①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数【新規】

##### ■国の考え方

市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	12	12	12

### (3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実

#### 国の指針

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村または各圏域に一つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

#### 村の目標

地域の実情から、複数の機関が分担して障がい者の地域生活を支援する機能を担う「面的整備型」による整備をさらに進め、村内や近隣市町の施設・事業所・医療機関、また県の実施事業等を広域的に活用することで、包括的な地域生活支援の実施を推進します。

### (4)福祉施設から一般就労への移行等

#### 国の指針

- (1)令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
- (2)併せて、就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業及び就労継続支援 B 型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の1.30倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目指すこととする。【新規】
- (3)令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。【新規】
- (4)就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。【新規】
- (5)このほか、大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進、就労継続支援事業等における農福連携の取り組みの推進及び高齢障がい者に対する就労継続支援B型事業等による支援の実施等を進めることが望ましい旨を記載する。【目標設定都道府県】

#### 村の目標

国の指針を踏まえ、村の実績や実情を考慮して設定します。



【現状】

令和元年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	1人	令和元年度末の人数
うち就労移行支援事業の一般就労移行者数	0人	令和元年度末の人数
うち就労継続支援 A 型事業の一般就労移行者数	1人	令和元年度末の人数
うち就労継続支援 B 型事業の一般就労移行者数	0人	令和元年度末の人数

【成果目標】

項目	目標	備考
(1)令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	2人	令和5年度に福祉事業所を退所し、一般就労すると見込まれる人数。村の現状を考慮し、2人とします。
(2)うち就労移行支援事業の一般就労移行者数	1人	村の現状を考慮し、1人とします。
(2)うち就労継続支援 A 型事業の一般就労移行者数	1人	村の現状を考慮し、1人とします。
(2)うち就労継続支援 B 型事業の一般就労移行者数	0人	村の現状を考慮し、0人とします。
(3)就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者の就労定着支援事業利用者数	1人 (50%)	(1)の移行者のうち、1人の定着に努めます。
(4)就労定着支援事業所の就労定着率	-	村内に就労定着支援事業を行う事業所がないため。

## (5)障がい児支援の提供体制の整備等

### 国の指針

- (1)令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- (2)令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等によりすべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- (3)令和5年度末までに難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。【新規・目標設定都道府県】
- (4)令和5年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- (5)令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。【一部新規】

### 村の目標

障がい児の拠点となる児童発達支援センターを村単独で整備することは、地域の事情から困難ですが、保健師や臨床心理士等によるきめ細かな相談支援を継続し、保育所、幼稚園、小中学校、児童相談所、子育てサークル等との連携体制を維持するとともに、近隣市町の医療機関や事業所等を広域的に活用することで、障がい児の日常生活・社会生活を包括的に支援する体制づくりに努めます。

## (6)相談支援体制の充実・強化等

### 国の指針

令和5年度末までに各市町村または各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

### 村の目標

国の基本指針や県の方針を踏まえて相談支援体制の充実・強化等のため、以下の活動指標を設定します。

#### 【活動指標】

#### ①総合的・専門的な相談支援【新規】

##### ■国の考え方

障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援	実施の有無	有	有	有

## (7)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

### 国の指針

令和5年度末までに都道府県及び市町村において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築することを基本とする。

### 村の目標

国の基本指針や県の方針を踏まえて障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築のため、以下の活動指標を設定します。

### 【活動指標】

#### ①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用【新規】

##### ■国の考え方

都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修やその他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	参加人数 (人/年)	2	2	2

## 2. 各福祉サービスの見込量

### (1) 訪問系サービスの見込量

#### ① 訪問系サービス

訪問系サービスは、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援があり、一括して見込量を設定することとしています。

##### ■ 居宅介護

障がい者等について、居宅において入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事及び生活等に関する相談や助言、その他の生活全般にわたる支援を行うサービスです。

##### ■ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者及びその他の障がい者であって、常時介護を要する人について、居宅における入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事及び生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に支援するサービスです。

##### ■ 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等について、外出時に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護・排せつ・食事等の介護、その他外出する際に必要となる支援を行うサービスです。

##### ■ 行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって、常時介護を要する人について、その人が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護・排せつ・食事等の介護、その他行動する際に必要な支援を行うサービスです。

##### ■ 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺や寝たきりの状態にある人及び知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人について、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・生活介護・短期入所・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供するサービスです。

#### ◇ 計画値の考え方

実績値は減少傾向にありますが、今後の需要を踏まえ増加を見込みます。

サービス名と単位		実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス	時間/月	191	159	156	165	175	175
	人/月	4	3	3	4	5	5

## (2)日中活動系サービスの見込量

### ①生活介護

常時介護を要する障がい者について、主として昼間に障害者支援施設等において行われる入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事及び生活等に関する相談・助言、その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動・生産活動の機会の提供、その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な支援を行うサービスです。

#### ◇計画値の考え方

実績値は増減を繰り返していますが、今後の需要を踏まえ増加を見込みます。

サービス名と単位		実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日/月	96	135	110	140	140	140
	人/月	6	8	6	7	7	7

### ②自立訓練（機能訓練）

障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者支援施設・サービス事業所等において、身体機能の向上のために一定期間、理学療法・作業療法・その他必要なりハビリテーション及び生活等に関する相談及び助言等の支援を行うサービスです。

#### ◇計画値の考え方

近年の実績はありませんが、今後の需要を踏まえ増加を見込みます。

サービス名と単位		実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	0	0	0	15	15	15
	人/月	0	0	0	1	1	1

### ③自立訓練（生活訓練）

障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者支援施設・サービス事業所等において一定期間、生活能力の向上のために入浴・排せつ・食事等自立した日常生活を営むうえで必要な訓練及び生活等に関する相談・助言等の支援を行うサービスです。

#### ◇計画値の考え方

近年の利用者数が1人であるため、引き続き1人の利用を見込みます。  
利用日数は、今後の需要を踏まえ増加を見込みます。

サービス名と単位		実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	0	8	9	15	15	15
	人/月	0	1	1	1	1	1

### ④宿泊型自立訓練

障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、居室やその他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援及び生活等に関する相談・助言、その他必要な支援を行うサービスです。

#### ◇計画値の考え方

近年の利用者数が1人であるため、引き続き1人の利用を見込みます。  
利用日数は、今後の需要を踏まえ増加を見込みます。

サービス名と単位		実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
宿泊型 自立訓練	人日/月	0	24	26	30	30	30
	人/月	0	1	1	1	1	1

## ⑤就労移行支援

就労を希望する障がい者に対して、一定期間、生産活動・職場体験、その他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練及び求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓のために必要な相談等の支援を行うサービスです。

### ◇計画値の考え方

令和元年度と令和2年度の実績はありませんが、今後の需要を踏まえ増加を見込みます。

サービス名と単位		実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	人日/月	6	0	0	15	15	15
	人/月	1	0	0	1	1	1

## ⑥就労継続支援 A 型

企業等の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である障がい者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供や生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

### ◇計画値の考え方

実績値は減少傾向にありますが、今後の需要を踏まえ増加を見込みます。

サービス名と単位		実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援 A 型	人日/月	23	1	0	15	23	23
	人/月	1	1	0	1	1	1



## ⑦就労継続支援B型

企業等の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障がい者に対して、就労の機会の提供や生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

### ◇計画値の考え方

実績値の利用者数は横ばい、利用日数は減少傾向にありましたが、今後の需要を踏まえ増加を見込みます。

サービス名と単位		実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援 B型	人日/月	124	102	109	150	180	180
	人/月	8	8	8	10	12	12

## ⑧就労定着支援

障がい者の就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスです。

### ◇計画値の考え方

近年の実績はありませんが、今後の需要を踏まえ増加を見込みます。

サービス名と単位		実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	人/月	0	0	0	0	1	1

## ⑨療養介護

医療を要する障がい者であって、常時介護を要する人について、主として昼間に病院で行われる機能訓練・療養上の管理・看護・医学的管理のもとにおける介護や日常生活上の世話等の支援を行うサービスです。

### ◇計画値の考え方

近年の実績はありませんが、今後の需要を踏まえ増加を見込みます。

サービス名と単位		実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	人/月	0	0	0	1	1	1

## ⑩短期入所

居宅において介護を行う人の疾病やその他の理由により、障害者支援施設・児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者について、これらの施設で入浴・排せつ・食事の介護等の支援を行うサービスです。

### ◇計画値の考え方

実績値は増減を繰り返していますが、今後の需要を踏まえ増加を見込みます。

サービス名と単位		実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所	人日/月	23(0)	41(0)	8(0)	40(0)	40(0)	40(0)
	人/月	4(0)	5(0)	1(0)	5(0)	5(0)	5(0)

※表内の()は医療型の内数

### (3)居住系サービスの見込量

#### ①共同生活援助

地域において共同生活を営むことに支障のない障がい者について、主として夜間に共同生活を営むべき住居において、相談やその他日常生活上の支援を行うサービスです。

##### ◇計画値の考え方

実績値は横ばいですが、今後の需要を踏まえ増加を見込みます。

サービス名と単位		実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人/月	1	1	1	2(0)	2(0)	2(0)

※表内の( )は精神障がい者の利用者見込み

#### ②施設入所支援

施設に入所する障がい者について、主として夜間に行う入浴・排せつ・食事等の介護や生活等に関する相談・助言、その他必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

##### ◇計画値の考え方

実績値は横ばいであり、今後の需要を踏まえた必要量を見込みます。

サービス名と単位		実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	人/月	3	3	3	3	3	3

### ③自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助を利用していた障がい者について、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等の支援を行うサービスです。

#### ◇計画値の考え方

近年の実績がないため、今後も利用見込なしを想定します。

サービス名と単位		実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)

※表内の()は精神障がい者の利用者見込み

## (4)計画相談サービスの見込量

### ①計画相談支援

障がい福祉サービス等のすべての支給決定に先立ち作成されるサービス利用支援やサービス等利用計画を変更し、新たな支給決定や支給決定の変更が必要である場合、障がい者に対して支給決定等に係る申請の勧奨を行う継続サービス利用支援を行うサービスです。

#### ◇計画値の考え方

実績値は増加傾向にあるため、引き続き増加を見込みます。

サービス名と単位		実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	2	4	4	6	6	8

## ②地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障がい者や精神科病院に入院している障がい者に対し、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談・外出時の同行・障がい福祉サービスの体験的な利用支援等に必要な支援を行うサービスです。

### ◇計画値の考え方

近年の実績はありませんが、今後の需要を踏まえ増加を見込みます。

サービス名と単位		実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	人/月	0	0	0	1(1)	1(1)	1(1)

※表内の()は精神障がい者の利用者見込み

## ③地域定着支援

常に単身等で生活する障がい者に連絡が取れる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際、緊急訪問や相談等の必要な支援を行うサービスです。

### ◇計画値の考え方

近年の実績がないため、今後も利用見込なしを想定します。

サービス名と単位		実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域定着支援	人/月	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)

※表内の()は精神障がい者の利用者見込み

## (5)障がい児福祉サービスの見込量

### ①児童発達支援

児童発達支援事業所や児童発達支援センターが障がい児への日常生活における基本的な動作の指導・知識技能の付与・集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。

#### ◇計画値の考え方

近年の利用者数が1人であるため、引き続き1人の利用を見込みます。

利用日数は、今後の需要を踏まえ増加を見込みます。

サービス名と単位		実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日/月	0	7	3	10	10	10
	人/月	0	1	1	1	1	1

### ②医療型児童発達支援

上肢・下肢または体幹の機能障がいのある児童について、日常生活における基本的な動作の指導・知識技能の付与・集団生活への適応訓練等の便宜や治療を行うサービスです。

#### ◇計画値の考え方

近年の実績がないため、今後も利用見込なしを想定します。

サービス名と単位		実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

### ③放課後等デイサービス

就学している児童について、授業の終了後または休業日に生活能力の向上のために必要な訓練・社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

#### ◇計画値の考え方

近年の利用者数が1人であるため、引き続き1人の利用を見込みます。  
利用日数は、今後の需要を踏まえ増加を見込みます。

サービス名と単位		実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等 デイサービス	人日/月	7	11	11	15	15	15
	人/月	1	1	1	1	1	1

### ④保育所等訪問支援

保育所や児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児について、通所先の施設を訪問し、通所先施設の障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービスです。

#### ◇計画値の考え方

近年の実績はありませんが、今後の需要を踏まえ増加を見込みます。

サービス名と単位		実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等 訪問支援	人日/月	0	0	0	2	2	2
	人/月	0	0	0	1	1	1

## ⑤居宅訪問型児童発達支援

重度な障がいにより外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導・知識技能の付与等の支援を行うサービスです。

### ◇計画値の考え方

近年の実績がないため、今後も利用見込なしを想定します。

サービス名と単位		実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型	人日/月	0	0	0	0	0	0
児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0

## ⑥障害児相談支援

障害児通所支援のすべての支給決定に先立ち、障害児支援利用計画を作成する障害児支援利用援助や障害児支援利用計画を変更し、新たな通所給付決定や通所給付決定の変更が必要である場合、障がい児の保護者に対して、支給決定等に係る申請の勧奨を行う継続障害児支援利用援助を行うサービスです。

### ◇計画値の考え方

実績値は増加傾向にあるため、引き続き増加を見込みます。

サービス名と単位		実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人/月	0	1	1	2	2	2



## ⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健・医療・福祉及びその他各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うコーディネーターを配置します。

### ◇計画値の考え方

現状コーディネーターの配置は難しいですが、圏域と連携をしながら今後配置ができるように検討を進めます。

サービス名と単位		実績値	計画値		
		令和2年度末の 配置人数	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置	人/年	0	0	0	1

## (6)地域生活支援事業の見込量

### 【必須事業】

#### ①理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活や社会生活を営むうえで生じる社会的障壁を除去するため、障がい者等の理解を深める研修・啓発活動を通じて、地域住民へ理解が得られるよう働きかける事業です。

##### ◇村の現状

障害者差別解消法の施行に伴い、平成 28 年4月に村職員を対象とした対応要領を策定しました。事務や事業を行う際の障がいを理由とした不当な差別的取扱いを禁止し、障がい者に対する適切な対応を促進しています。

##### ◇村の目標

対応要領を策定して5年目を経過したことから、対応要領の理解の促進を再度行う必要があります。職員研修やチラシ配布等で積極的な情報提供を行い、障がい者への理解促進に対する意識の向上を図ります。

#### ②自発的活動支援事業

障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい者・その家族・地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援する事業です。

##### ◇村の現状

社会福祉協議会が行うパラスポーツの普及活動や障がい者のつどい、村内の障がい者福祉事業所が開催するイベント等の実施を支援し、地域住民が障がい者への理解を深められる機会の拡充に努めています。

また、知的障がい者及び精神障がい者を対象としたサロンを開催し、交流の場づくりを進めています。

##### ◇村の目標

関係機関と連携しながらイベント等の支援を行い、さらなる地域の相互理解と障がい者の社会参加を促進します。

### ③相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業・住宅入居等支援事業）

基幹相談支援センター等機能強化事業とは、市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職を市町村等に配置することにより、相談支援機能の強化を図り、困難ケースへの対応等を行う事業です。

住宅入居等支援事業とは、賃貸借契約による一般住宅への入居の際、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対して入居に必要な調整等を行うとともに、家主等への相談・支援を通じて、障がい者の地域生活を支援する事業です。

#### ◇村の現状

平成27年度から知的及び精神障がい者を対象とした相談支援を相談支援事業所に委託し、日常生活における様々な相談に対して、きめ細やかな支援を行っています。また、身体障がい者に関する相談は、神奈川県総合リハビリテーション事業団の地域リハビリテーション支援センター地域支援室が担っています。

なお、村の状況により相談件数が少ないことから、住宅入居等支援事業は事業化していませんが、相談があった場合は保健師及び相談支援事業所が対応しています。

#### ◇村の目標

相談支援事業が適正かつ円滑に行えるよう、引き続き県や保健師、相談支援事業所等と連携し、相談機能の強化を図ります。

#### ④ 成年後見制度利用支援事業

知的障がいや精神障がいにより判断能力が不十分である障がい者について、権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度の利用を支援する事業です。

##### ◇ 村の現状

支援する親族がいない、経済的に困窮しているといった理由で成年後見制度が利用できない障がい者に対して、成年後見開始の審判請求を村長が行う際の費用及び成年後見人の報酬を経済的状況に応じて助成しています。

##### ◇ 計画値の考え方

近年の利用者数が1人であるため、引き続き1人の利用を見込みます。

サービス名と単位		実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 利用支援事業	人/年	0	0	1	1	1	1

#### ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援する事業です。

##### ◇ 村の現状

法人後見の普及を目的とした研修会が実施されていますが、法人後見へのニーズはまだ低く、近年の実績はありません。

##### ◇ 村の目標

引き続き、成年後見制度の法人後見・市民後見の普及啓発に努めていきます。

## ⑥意思疎通支援事業

聴覚・言語機能・音声機能・視覚等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある障がいの者の意思疎通を仲介するため、手話通訳者や要約筆記者等を派遣し、点訳・音訳、その他障がいにわかりやすい方法により、地域生活を送るうえで必要な情報を取得することができるよう支援する事業です。

### ◇計画値の考え方

近年の実績はありませんが、今後の需要を踏まえ増加を見込みます。

サービス名と単位		実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通支援事業	人/年	0	0	0	1	1	1

## ⑦日常生活用具給付等事業

障がいの者の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行う事業です。

### ◇計画値の考え方

実績値は増減を繰り返していますが、今後の需要を踏まえ以下のように見込みます。

サービス名と単位		実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付等事業	人/年	6	5	7	6	7	7

## ⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者・音声機能障がい者または言語機能障がい者との意思疎通を円滑に行うために必要とされる手話奉仕員を養成するため、日常会話程度の意思疎通を可能とする手話技術表現の習得を目的とした研修を実施する事業です。

### ◇村の現状

手話通訳を必要とする障がい者が少ないことから、手話奉仕員養成研修事業は行っていません。また、窓口への手話通訳者の設置についても、費用面や人力的な面から導入していませんが、筆談等による丁寧かつ細やかな窓口対応を行っています。

### ◇村の目標

聴覚障がい者数の推移を踏まえながら、事業実施の必要性を検討していきます。

## ⑨移動支援事業

移動が困難な障がい者に対し、地域における自立した生活や社会参加等に伴う外出の支援を行う事業です。

### ◇計画値の考え方

実績値は減少傾向にありますが、今後の需要を踏まえ増加を見込みます。

サービス名と単位		実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	時間/月	30	24	23	30	30	40
	人/月	3	3	2	3	3	4

## ⑩地域活動支援センター機能強化事業

障がい者に創作的活動や生産活動の機会の提供等、地域の事情に応じた支援を行う施設である地域活動支援センターについて、その機能をより充実・強化することで、地域生活において自立した生活を営むことができるよう支援する事業です。

### ◇村の現状

村の実情により、地域活動支援センターを設置していません。

### ◇村の目標

村内の障がい者の状況や運営が可能な事業所の状況等を勘案し、事業実施の必要性を検討していきます。

## 【任意事業】

### ①訪問入浴サービス事業

居宅介護や通所施設等で入浴が困難な人に対して、訪問により居宅における入浴を提供する事業です。

#### ◇計画値の考え方

近年の実績はありませんが、今後の需要を踏まえ増加を見込みます。

サービス名と単位		実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	人日/月	0	0	0	4	4	4
	人/月	0	0	0	1	1	1

### ②日中一時支援事業

一時的に見守り等の支援が必要な障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者を日常的に介護している家族の就労支援や一時的な休息を図る事業です。

#### ◇計画値の考え方

実績値は減少傾向にありますが、今後の需要を踏まえ増加を見込みます。

サービス名と単位		実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	人日/月	46	46	25	30	40	40
	人/月	4	4	3	3	4	4



## (7) その他事業の見込量

### ① 重度障害者医療費助成事業

重度の障がい者の経済的な負担の軽減を図ることを目的として、医療費の保険適用分の自己負担額を助成する事業です。

#### ◇計画値の考え方

実績値は増加傾向にありますが、今後の需要を踏まえ横ばいを見込みます。

サービス名と単位		実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度障害者医療費助成事業	人/年	83	90	90	90	90	90

※表内の利用者数は、各年度末の医療証発行数

### ② 施設通所交通費助成事業

通所にかかる負担を軽減し、障がい者の社会参加の促進を図ることを目的として、障害者施設等に通所する障がい者に対して通所の際にかかる交通費の一部を助成する事業です。

#### ◇計画値の考え方

実績値は増減を繰り返していますが、今後の需要を踏まえ増加を見込みます。

サービス名と単位		実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設通所交通費助成事業	人/年	5	3	4	5	6	7

### ③自動車燃料費助成事業

重度の障がい者に対して、生活の利便を図るため、自動車の運行に伴う燃料費の一部を助成する事業です。

#### ◇計画値の考え方

実績値は増減を繰り返していますが、今後の需要を踏まえ増加を見込みます。

サービス名と単位		実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車燃料費助成事業	人/年	19	18	21	22	23	23

### ④タクシー利用助成事業

電車及び路線バスを利用することの困難な重度の障がい者の日常生活の利便と生活圏の拡大を図るために、タクシー利用にかかる経費の一部を助成する事業です。

#### ◇計画値の考え方

実績値は増減を繰り返していますが、今後の需要を踏まえ増加を見込みます。

サービス名と単位		実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
タクシー利用助成事業	人/年	5	7	6	7	8	8

### ⑤住宅改良等経費助成事業

障がい者の住環境を改善し、日常生活の利便の向上を図るため、障がいに応じた住宅改良に係る経費の一部を助成する事業です。

#### ◇計画値の考え方

近年の実績はありませんが、今後の需要を踏まえ増加を見込みます。

サービス名と単位		実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅改良等 経費助成事業	人/年	0	0	0	1	1	1

### ⑥自動車改造費助成事業

就労等のために身体障がい者(本人)が運転する自動車の操向装置と駆動装置を改造する場合、費用の一部を助成する事業です。

#### ◇計画値の考え方

近年の実績はありませんが、今後の需要を踏まえ増加を見込みます。

サービス名と単位		実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車改造費 助成事業	人/年	0	0	0	1	1	1

### ⑦発達障がい者等に対する支援事業

#### ◇村の目標

発達障がいに関する情報や相談の機会が適切に提供できるよう、現行の保育所等巡回相談事業を継続するとともに、地域の実情に応じ、所属団体等への専門職の派遣、また過去に同様の経験を持つ親や地域の協力により、発達に心配のある子どもとその保護者に対して支援を行うよう努めます。

# 第6章 成年後見制度の利用促進

地域共生社会の実現に向けて、認知症、知的及び精神障がいがあることにより財産の管理または日常生活等に支障がある人を、社会全体で支え合うことが求められています。

住み慣れた地域での暮らしや自己の意思決定の支援を目的に、成年後見制度の利用促進に努めます。

## ①成年後見制度に係る村長申立・法定後見人の報酬助成の実施

支援する親族がいない、経済的に困窮しているといった理由で成年後見制度が利用できない障がい者に対して、成年後見開始の審判請求を村長が行う際の費用及び成年後見人の報酬を経済的状況に応じて助成します。

サービス名と単位		実績値			計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 利用支援事業	人/年	0	0	1	1	1	1

## ②中核機関の設置・運営

地域において成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用することができるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関として、①広報、②相談、③制度利用促進(受任者調整、担い手育成・活動の促進)、④後見人支援の4つの機能を持つ中核機関を、社会福祉協議会との連携により令和3年度末までに設置します。

4つの機能	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 広報	中核機関の設置	→	
② 相談		→	
③ 制度利用促進 (受任者調整、担い手育成・活動の促進)		→	
④ 後見人支援		→	

### ③法律・福祉の専門職団体や福祉、医療、地域等の関係機関の連携体制を強化するための合議体の設置

成年後見制度の利用に対し、法律・福祉の専門職団体や福祉、医療、地域等の関係機関が必要な支援を行うことができるよう、相互の連携を強化し、自発的に協力する体制づくりを進めることを目的とした合議体として「協議会」を設置します。

# 第7章 計画の推進

## 1. 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、庁内関係部局や国・県の関係行政機関、社会福祉協議会、保育・教育機関、保健医療機関、福祉サービス提供事業者、民生委員・児童委員、ボランティア団体等各関係機関との連携を強化して、相談支援、虐待防止を含む権利擁護、就労支援等の様々な支援について連絡・調整、政策検討を行います。

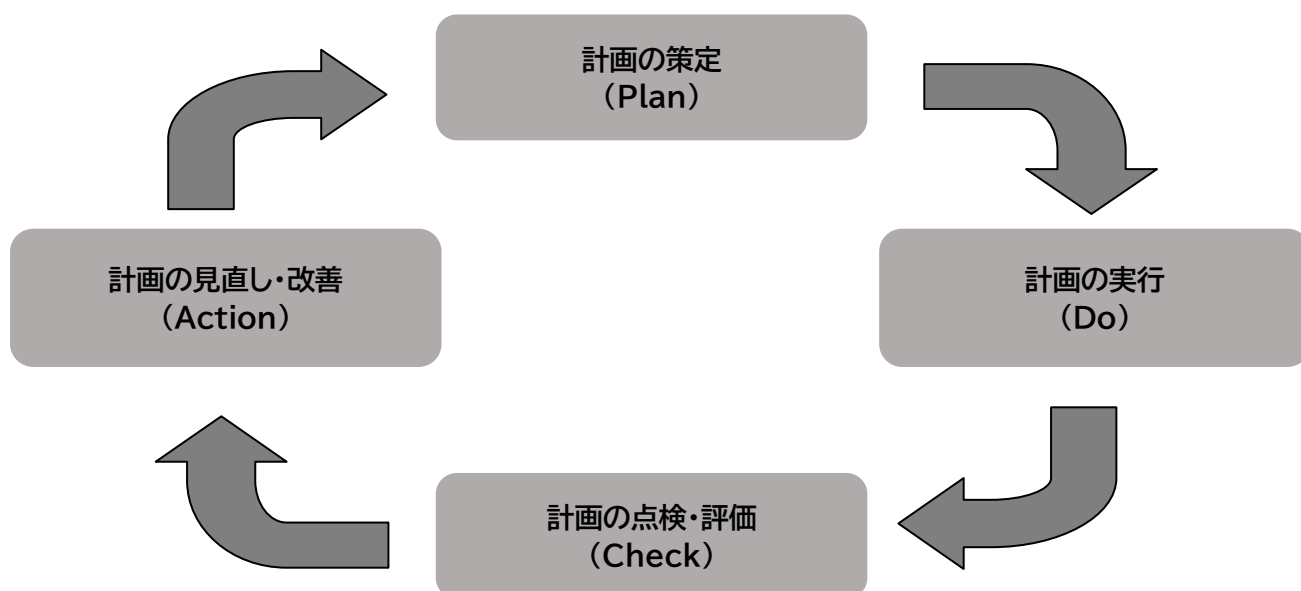
また、村民が障がい者への理解を深め、お互いを認めながら支え合うことができる地域共生社会の実現を目指します。

## 2. 計画の評価と見直し

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査・分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更やその他の必要な措置を講ずることとされています。

PDCAサイクルとは、様々な分野・領域における品質管理や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実行(Do)」「点検・評価(Check)」「見直し・改善(Action)」のプロセスを順に実施していくものです。業務を進めていくうえで、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後に改善することで実効性のある計画を目指します。

### ■PDCA サイクルのプロセスイメージ



# 資料編

## 1. 計画策定の経緯

年月日	内容
令和2年9月30日	第1回清川村障がい者協議会における意見聴取
令和2年12月25日	第2回清川村障がい者協議会における意見聴取
令和3年2月4日～13日	計画案に関するパブリックコメント実施
令和3年2月25日	神奈川県への意見照会
令和3年3月31日	神奈川県から回答

## 2. 清川村障がい者協議会委員名簿

委員種別	氏名	選出先等	備考
保健医療関係者	増田直樹	医療法人社団 増田厚生会 理事長	
	八木下しのぶ	神奈川県厚木保健福祉事務所 保健予防課長	
	小川 淳	社会福祉法人神奈川県 総合リハビリテーション事業団 地域リハビリテーション支援センター 地域支援室 総括	
福祉団体関係者	小島祐行	社会福祉法人 清川村社会福祉協議会 事務局長	
	迫田つた子	清川村民生委員児童委員協議会 民生委員児童委員	
	菅原 敦	社会福祉法人緑友会 清川ホーム 施設長	会長
	齊藤盛仁	社会福祉法人かながわ共同会 愛名やまゆり園 あいな相談支援センター	
	畑山尚子	特定非営利活動法人 相談支援事業所ハートラインあゆみ 相談支援専門員	
その他村長が必要と認める者	廣澤信雄	当事者家族	副会長
	大矢栄美子	当事者家族	
行政	伊本貴志	清川村保健福祉課長	

## 3. 用語解説

### <ア行>

#### ■医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU(新生児集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童。

### <カ行>

#### ■高次脳機能障がい

交通事故や脳血管障がい等により、脳にダメージを受けることで生じる認知及び行動に生じる障がい。身体的には障がいが残らないことも多く、外見ではわかりにくい「見えない障がい」とも言われている。記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がい等の症状が現れる場合がある。

#### ■合理的配慮

障がいのある人が他の人と平等に、現在認められている権利や基本的自由を保障され、それを行使されること。

### <サ行>

#### ■手話通訳者

手話通訳により聴覚障がいや音声言語機能障がいのある人にコミュニケーション支援を行う人。

#### ■障害者の権利に関する条約

2006年12月に国連総会において採択され、障がいのある人の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障がいのある人に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定め、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国が講ずること等を定めている。

#### ■小児慢性特定疾患

小児慢性疾患のうち、小児がん等その治療が長期にわたり医療費の負担も高額となる16疾患群、762疾病が対象となっている(令和元年7月現在)。18歳未満(一部20歳まで)の児童において、対象疾病の治療に係る医療費の医療保険の自己負担分を公費で助成する制度がある。

#### ■ジョブコーチ(職場適応援助者)

知的障がいや精神障がい等、円滑なコミュニケーションが困難な人の職業生活の安定を図るため、一緒に職場に入り、仕事や訓練のサポート及び職場内の人間関係の調整等にあたることで、職場環境等への適応を支援する指導員。



## ■自立支援医療

障がいのある人が心身の障がいの軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療。具体的には育成医療、更生医療、精神通院医療で構成されている。

## ■成年後見制度

知的障がい・精神障がい等により判断能力が不十分な場合、財産管理や遺産分割、介護その他商法上の契約等で権利を侵かされることや不利益を被ることがないように、本人の代わりにする契約代理人を選任したり、誤った契約を取り消したりすることのできる保護・支援制度。

## ■相談支援専門員

指定地域相談支援、指定計画相談支援、指定障害児相談支援の提供にあたる相談支援従事者。

## <ナ行>

### ■内部障がい

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の機能障がい、もしくはヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能の障がい。

### ■難病

原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残すおそれがある病気。経過が慢性的で、医療費がかかることや介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。令和元年7月から「膠様滴状角膜ジストロフィー」「ハッチンソン・ギルフォード症候群」「フォンタン術後症候群」が障害者総合支援法の対象疾病に追加され、361 疾病が対象となっている(令和元年7月現在)。

### ■日常生活用具

日常生活上の便宜を図るための用具で「介護・訓練支援用具」「自立生活支援用具」「在宅療養等支援用具」「情報・意思疎通支援用具」「排せつ管理支援用具」「居宅生活動作補助用具(住宅改修費)」の6種類。

### ■ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、障がいのある人もない人も誰もが個人の尊厳が重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常(ノーマル)の社会であるとする考え方。WHOの概念では、個人的な状況だけではなく、参加の制限や活動の制約等社会的な状況も障がいの態様の一つと捉えており、障がいのある人もない人もともに生活し、活動できる生活条件・社会をつくり出すことが重視されている。

## <八行>

### ■バリアフリー

高齢者や障がいのある人の歩行等の際、住宅等の出入りを妨げる物理的障がいがなく、動きやすい環境にある状態をいう。今日では物理的な障壁を取り除くだけでなく制度的・心理的・情報等、高齢者や障がいのある人を取り巻く生活全般に関連している障壁(バリア)を取り除く(フリー)こと。

### ■避難行動要支援者避難支援計画

災害発生時等における避難行動要支援者対策を適切かつ円滑に実施するため、避難支援体制の整備を図ることを目的とした計画で、避難行動要支援者名簿の作成や避難行動要支援者への支援等について規定。避難行動要支援者本人に意向を確認し、同意が得られた人については、支援関係者に名簿情報を事前に提供すること及び一人ひとりの特性に応じた「個別計画」の作成を行うこととしている。

### ■ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または妊娠初期の人等、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を受けやすくなるよう東京都が作成したマーク。神奈川県でも平成29年3月からこのマークを導入し、東京都と連携して普及に取り組んでいる。

## <ヤ行>

### ■ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍等、人々が持つ様々な特性や違いを越えて、はじめからできるだけすべての人が利用しやすいように配慮した環境、建物・施設、製品等のデザインをしていこうとする考え。

### ■要約筆記者

要約筆記により聴覚障がいや音声言語機能障がいのある人にコミュニケーション支援を行う人。

## <ラ行>

### ■療育

障がいのある子どもに対し、医療的配慮のもと、社会的自立生活に向けて支援・育成すること。

### 本計画書における用語の表記について

この計画書では、村の考え方にに基づき「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、「障害者」等の「害」の字の表記について、可能な限りひらがなで表記しています。ただし、国の法令や法令上の規定、団体名や施設名等の固有名詞については漢字で表記することで、「がい」と「害」を使い分けています。

また、「障がい者」には、原則として「障がい児」が含まれるものとしています。

第4次清川村障がい者計画

(令和3年度～令和8年度)

第6期清川村障がい福祉計画・第2期清川村障がい児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

発行日 令和3年3月

発行 清川村

編集 清川村保健福祉課

〒243-0195

神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷 2216 番地

電話：046-288-3861 (直通)

URL：<http://www.town.kiyokawa.kanagawa.jp/>